

卷末資料

はじめに

基本構想

重点プラン

基本計画

1

2

3

4

5

6

7

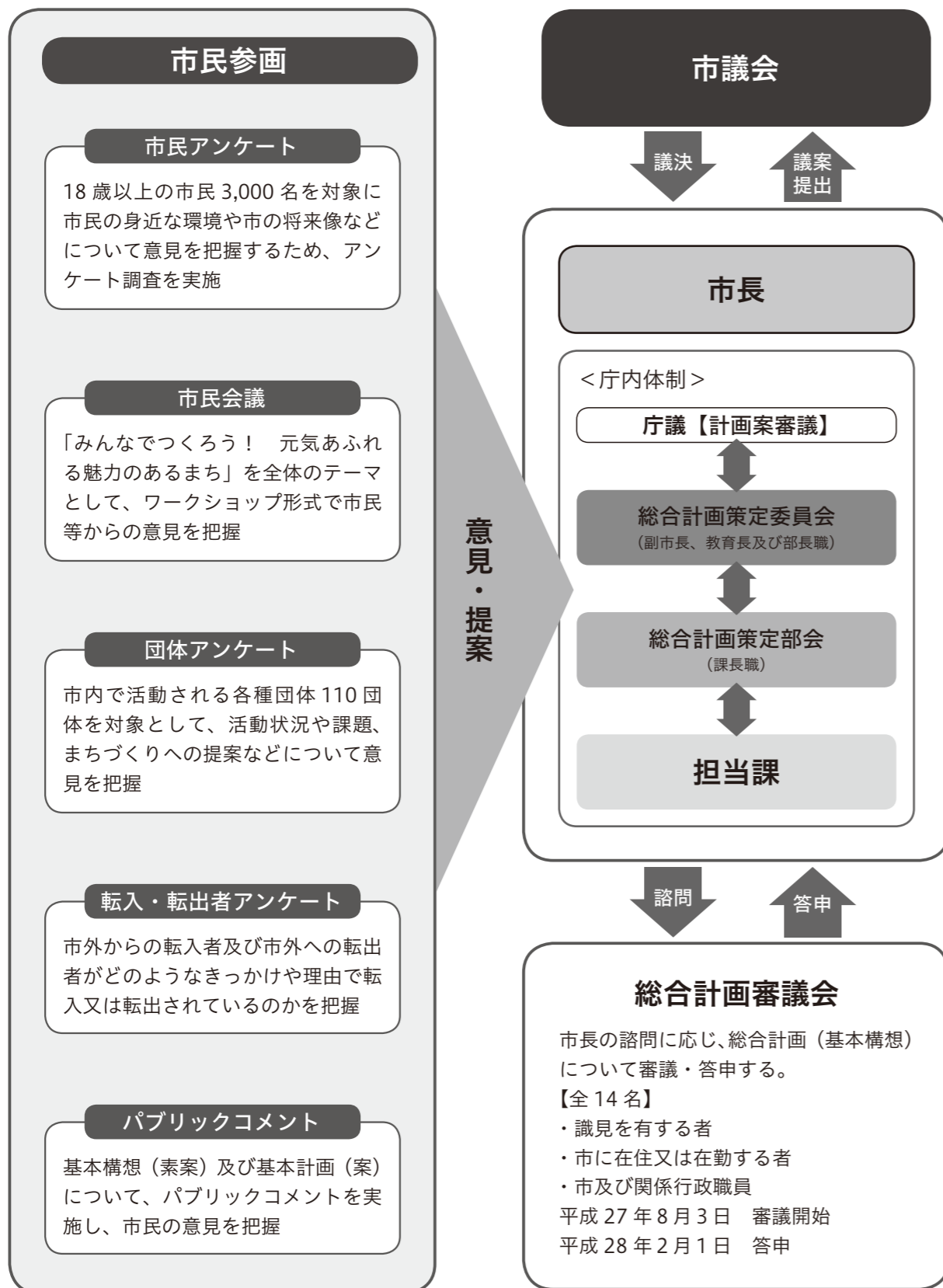
8

9

卷末資料



1 総合計画策定体制図



2 総合計画策定の主な経過

年	月 日	内 容	備 考
26	9月1日～10月15日	市民アンケート調査の実施	18歳以上の市民3,000名
	11月29日	第1回市民会議	2グループに分かれて藤井寺市の強みと弱みの検討
	12月13日	第2回市民会議	2グループに分かれて藤井寺市の将来像の検討
27	1月10日	第3回市民会議	2グループに分かれて将来像を実現するための方策の検討
	2月2日	第1回総合計画策定委員会	総合計画策定方針（案）の検討
	2月5日	2月庁議	総合計画策定方針の決定
	2月6日	第1回総合計画策定部会	第四次総合計画の評価・検証方法の説明
	2月9日～2月27日	策定部会へ依頼	第四次総合計画の評価・検証
	4月1日～4月20日	総合計画審議会公募委員の募集	
	5月23日～6月19日	団体アンケート調査の実施	活動状況、藤井寺市のまちづくりについて
	6月1日	総合計画審議会公募委員選考委員会	
	7月7日	審議会学識委員との協議	計画策定の基本的な方向性、進捗状況、審議会の運営方法について 【市出席者】市長、副市長
	8月3日	第1回藤井寺市総合計画審議会	役員選出、基本構想の諮問、藤井寺市の現状と課題説明 等
	9月4日	第2回藤井寺市総合計画審議会	重点課題の整理とリーディングプロジェクトの検討
	9月8日～12月4日	転入・転出者アンケート調査の実施	転出入及び居住地を決められた理由等について
	10月5日	審議会会長・副会長との協議	総合計画の基本理念、基本方針の方向性について 【市出席者】市長、副市長
	10月6日	第3回藤井寺市総合計画審議会	将来人口推計と目標人口、施策の基本的な方向性の検討
11月4日	審議会学識委員との意見交換	審議会からの意見を踏まえ取り組むべき施策の方向性について 【市出席者】副市長、教育長、担当部長・理事	

年	月 日	内 容	備 考
27	11月16日	第4回藤井寺市総合計画審議会	基本構想（骨子案）の検討
	12月11日～12月18日	策定部会へ意見照会	基本構想（素案）について
	12月16日	第5回藤井寺市総合計画審議会	基本構想（素案）の検討
	12月28日	第6回藤井寺市総合計画審議会	基本構想（素案）の検討
28	1月6日～1月22日	パブリックコメントの実施	基本構想（素案）について
	1月7日～1月20日	策定委員会へ意見照会	基本構想（素案）について
	1月13日～1月22日	策定部会へ意見照会	基本計画（起草案）について
	1月14日～1月22日	策定部会へ意見照会	基本計画（起草案）施策体系課別一覧表について
	1月20日～1月26日	策定部会へ意見照会	基本計画（起草案）分野横断共通施策について
	2月1日	第7回藤井寺市総合計画審議会	パブリックコメントの結果、基本構想の答申
	2月8日	総務建設常任委員会協議会	基本構想（答申）の報告
	2月9日	第2回総合計画策定委員会	基本構想（案）の検討
	3月10日	総務建設常任委員会協議会	基本構想の審議
	3月25日	3月定例会市議会	基本構想を議決
	4月15日～4月28日	策定部会へ意見照会	基本計画（素案）について
	5月17日	第3回総合計画策定委員会	基本計画（素案）の検討
	5月17日～5月20日	策定委員会・策定部会へ意見照会	基本計画（素案）について
	5月24日～6月7日	パブリックコメントの実施	基本計画（案）について
6月14日	6月庁議	基本計画の決定	
6月24日	総務建設常任委員会協議会	基本計画の報告	

3 総合計画審議会

(1) 藤井寺市総合計画策定条例

平成 27 年 3 月 30 日
条例第 2 号

（趣旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針である藤井寺市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のめざすべき将来像並びにその基本的な理念及び方向を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策の方向及び体系を示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に掲げる施策を実現するための個別の事業を示す計画をいう。

（総合計画審議会）

第3条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、藤井寺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定及び変更について調査審議し、及び答申する。

（審議会への諮問）

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

（議会の議決）

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

（基本計画及び実施計画の策定）

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

（総合計画との整合性の確保）

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 藤井寺市総合計画審議会規則

昭和 44 年 6 月 14 日
規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤井寺市総合計画策定条例（平成 27 年藤井寺市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、藤井寺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第 3 条第 2 項に掲げる当該担当事務について、調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 22 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市に在住又は在勤する者
- (3) 市及び関係行政職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

第 7 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(専門部会)

第 8 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、政策企画部政策推進課において行う。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 11 月 24 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日規則第 23 号）

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 10 月 19 日規則第 22 号）

この規則は、昭和 56 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日規則第 7 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 6 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 7 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 26 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日規則第 3 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の藤井寺市総合計画審議会規則（以下「旧規則」という。）第 3 条第 2 項第 1 号の委員である者の任期は、旧規則第 4 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に満了する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規則第 21 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 70 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 藤井寺市総合計画審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
加藤 司	大阪市立大学大学院経営学研究科教授	会長
大西 慶一	大阪女子短期大学学長	副会長
来村 多加史	阪南大学国際観光学部国際観光学科教授	
都村 尚子	関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授	
井関 功	藤井寺市商工会会長	
植田 純一	藤井寺市社会福祉協議会会長	
上田 泰二郎	公募市民	
上田 裕彦	藤井寺市区長会会長	
植村 智子	公募市民	
岡田 一樹	藤井寺駅周辺まちづくり協議会会長	
糀谷 終一	公募市民	
篠田 朋宏	道明寺まちづくり協議会事務局長	
西村 剛人	まなリンク協議会会長	
花崎 由貴子	公募市民	

※所属等は委嘱時現在

(4) 諮問書及び答申書

藤井寺市総合計画審議会
会長 加藤 司 様

藤総政第 92 号
平成 27 年 8 月 3 日

藤井寺市長 國下 和男

第五次藤井寺市総合計画の策定について（諮問）

第五次藤井寺市総合計画を策定するにあたり、藤井寺市総合計画審議会規則第 2 条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成 28 年 2 月 1 日

藤井寺市長 國下 和男 様

藤井寺市総合計画審議会
会長 加藤 司

第五次藤井寺市総合計画 基本構想について（答申）

平成 27 年 8 月 3 日付藤総政第 92 号で諮問を受けました標記につきまして、別添のとおり答申いたします。

答申にあたり

今回、審議会では、社会経済状況や現状分析等から、今後のまちづくりにおける課題を整理し、基本構想の策定を進めてきました。特に、人口減少、少子化、高齢化による様々な悪影響が生じている中で、まちを、人を元気にするためには、これらの課題を如何に克服するか、そして、計画の実現性を高める方法はないかという点で議論を重ね、選択と集中とマネジメントという考えを導き出しました。

選択と集中では、子育て、にぎわい、そして高齢者の3分野を重点戦略分野に位置付けることとし、マネジメントでは、重点戦略をはじめ全政策を進めるにあたっての推進力に協働、行財政運営、そして魅力創出・発信を分野横断共通施策に位置付けることとしました。

行政サービスは、市民生活のあらゆる分野を担っております。しかし、右肩上がりの経済成長や人口増加などの前提条件が崩れた現状では、従前のようなやり方でサービスを維持することは困難です。今回は、重点戦略と分野横断共通施策を前面に押し出すことによって、現状の打開を図ろうとしました。

藤井寺市には、歴史・文化的資源のみならず、まちを支える豊かな人的資源があります。この人的資源を活かしつつ、行政と市民が協働することにより、藤井寺市が未来も、元気で、魅力あるまちであり続けることを強く望んでおります。今後の政策展開にあたり、下記を付帯意見と添え、答申とします。

記

1. 将来像「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の実現に向けて、スピード感を持って着実に実行性のある計画の推進に努めること。
2. 少子化・高齢化や人口減少に立ち向かうため、子育て支援や保健・医療・介護・福祉の充実を図り、若者が地域に定着できる魅力あるまちづくりに取り組むこと。
3. もともと市民活動が活発な藤井寺市のポテンシャルを最大限に活かすための場を持ち、市民協働を推進する体制づくりに取り組むこと。
4. 厳しい財政状況にあっても、まちの賑わいを増進し、税収を増やすとともに、「選択と集中」により実行性のある施策を展開するため、具体的な目標を設定して成果を点検し、計画の内容の進行管理を適切に行うよう努めること。

4 市民会議の概要

(1) 市民会議の目的

第五次藤井寺市総合計画策定における基礎資料とするため、「みんなでつくろう！ 元気あふれる魅力のあるまち」を全体テーマとして、「藤井寺市の強みと弱み」「藤井寺市の将来像」「将来像を実現するための方策」などについて市民等からご意見をいただきました。

(2) 市民会議プログラム等

■グループ編成

市民会議の実施にあたっては、協議事項の具体性の確保や円滑な会議運営に向けて、「ささえあいグループ」と「にぎわいグループ」の2グループに分かれて検討を行いました。

グループ名	グループテーマ
ささえあいグループ	藤井寺市の生活環境や子育て、教育、高齢者福祉、地域福祉等について
にぎわいグループ	藤井寺市の産業や観光、生活面での楽しみやにぎわいについて

■検討テーマ

市民会議は全3回開催し、それぞれの検討テーマは以下のとおりです。

回数、日程、参加者数	検討テーマ
第1回 平成26年11月29日(土) (16名)	「まちの今を見つめよう!!」 藤井寺市で暮らしている中で感じているまちの「強み=魅力」、「弱み=課題」について検討する。
第2回 平成26年12月13日(土) (14名)	「まちの今を見つめ、将来像を描こう!!」 藤井寺市のまちづくりに活かすべき「強み=魅力」と、改善すべき「弱み=課題」を踏まえ、これからのまちの将来像について検討する。
第3回 平成27年1月10日(土) (13名)	「魅力と課題に対して、具体的に何をできるか考えよう!!」 藤井寺市の魅力を活かし、課題を解決するための方策について検討する。役割分担にて検討する。(市民、関係機関・団体、行政、協働など)

5 市民アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

1 調査の目的

第五次藤井寺市総合計画の策定にあたり、市民の身近な環境や市の将来像などについて意見を把握し、これからのまちづくりの方向を定めるための基礎資料として活用することを目的としています。

2 調査項目

- ・藤井寺市に対して感じていることについて
- ・これからのまちづくりについて
- ・基本的属性
- ・まちづくりについて
- ・その他

3 調査対象者

市内在住の18歳以上の3,000名（住民基本台帳から無作為抽出）

4 調査期間

平成26年9月1日～10月15日

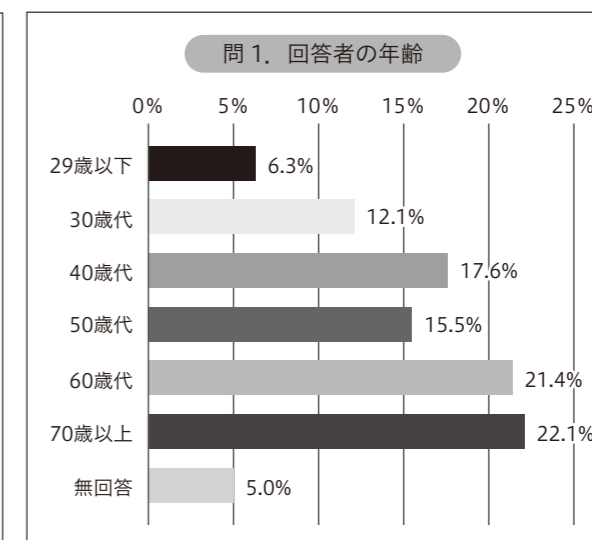
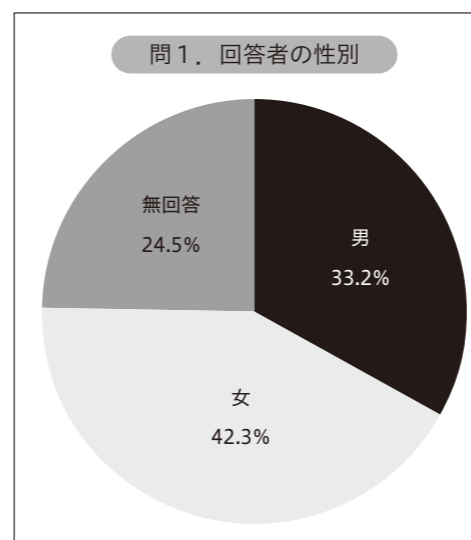
5 調査方法

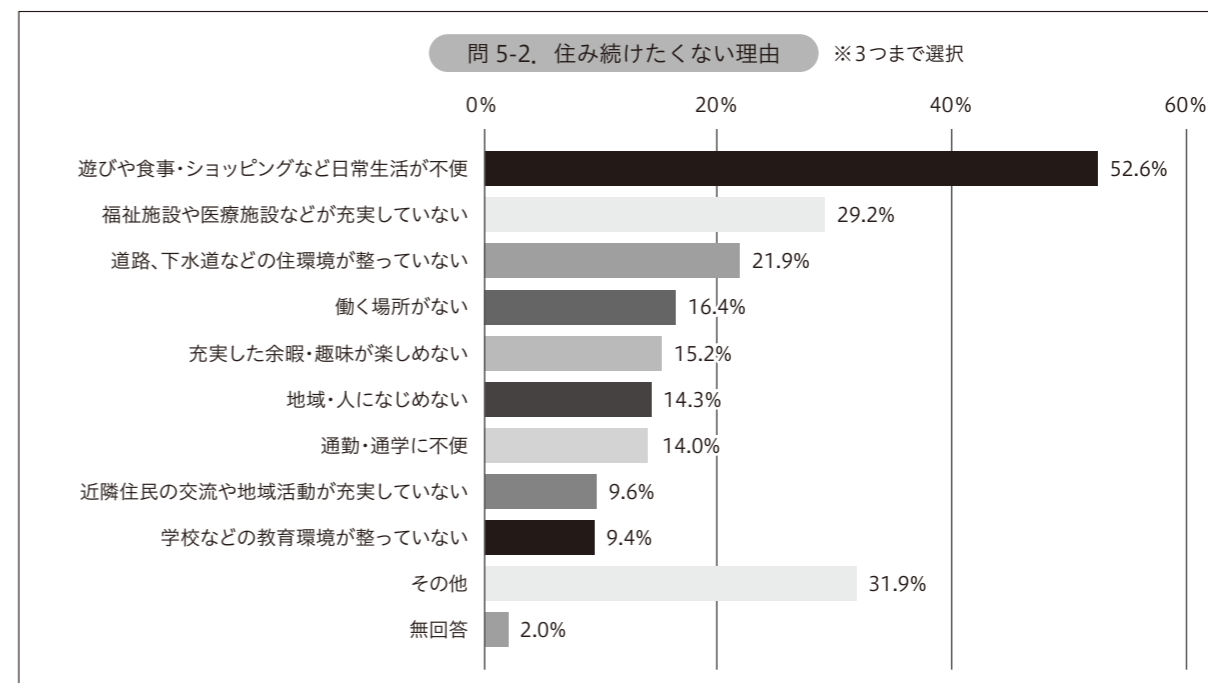
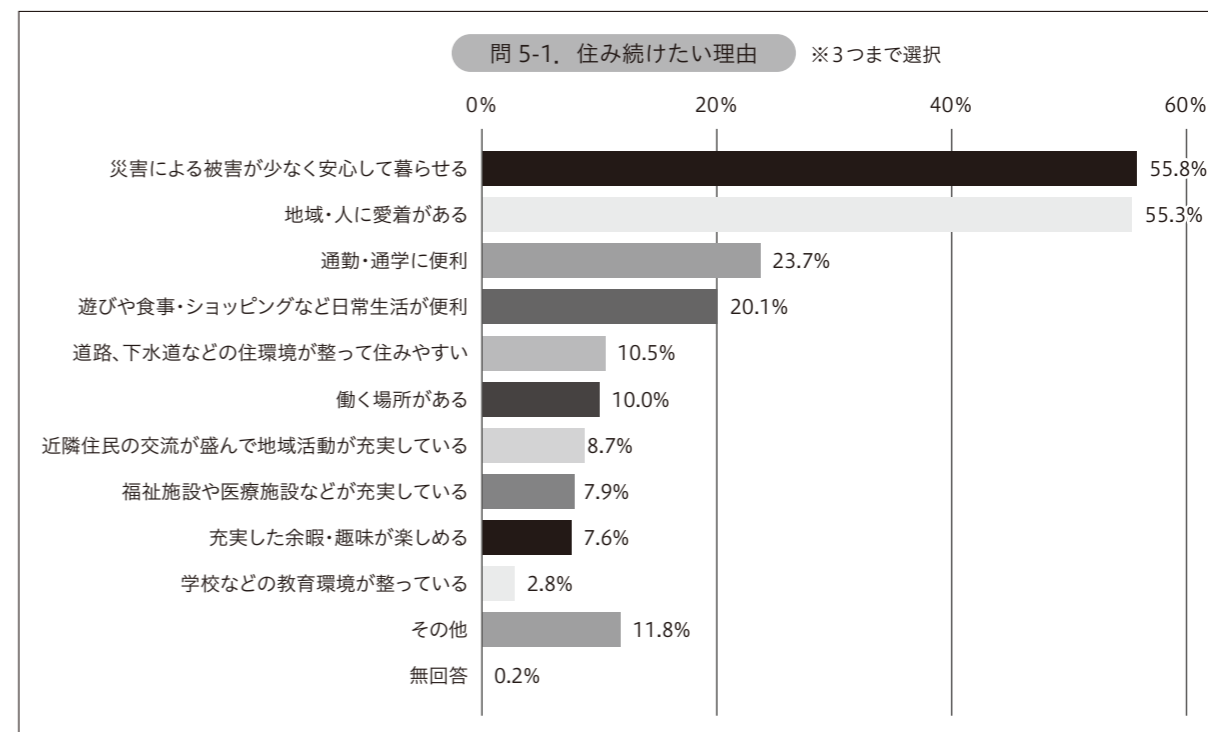
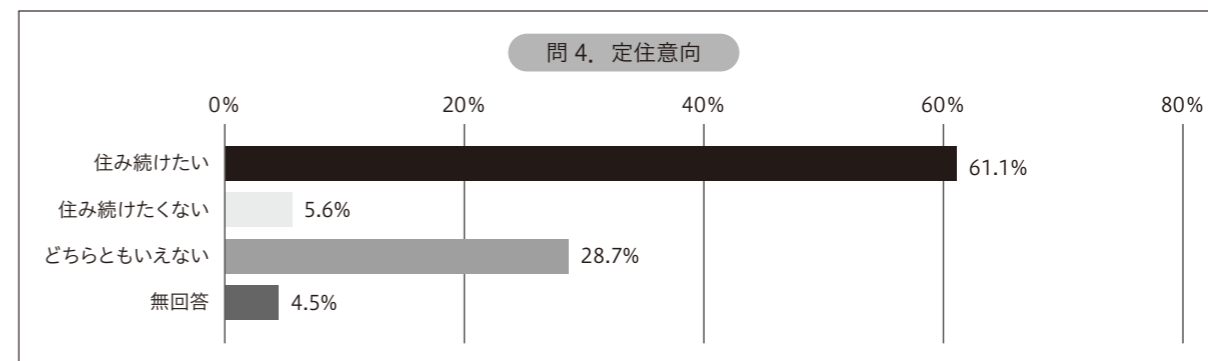
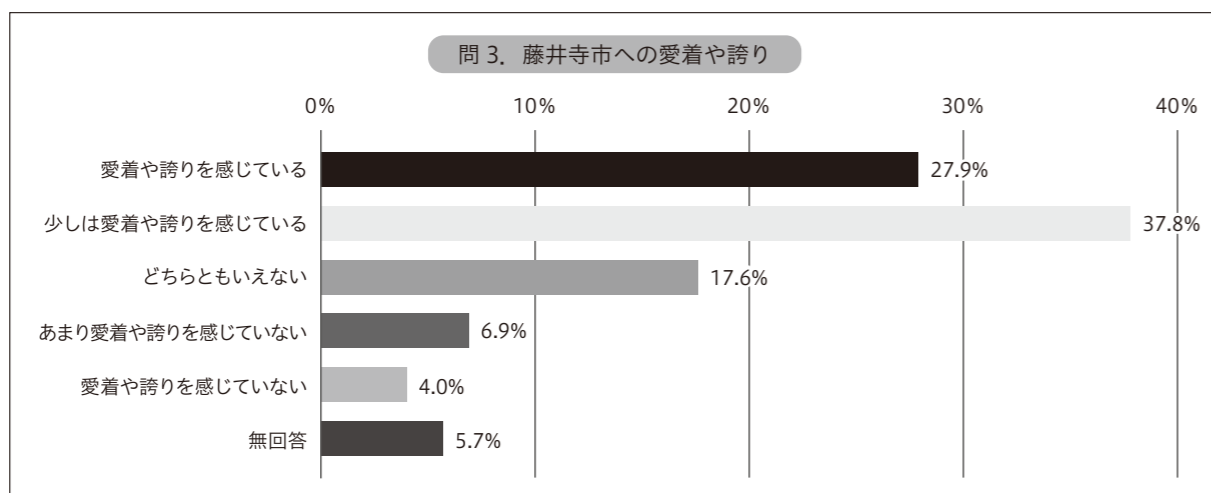
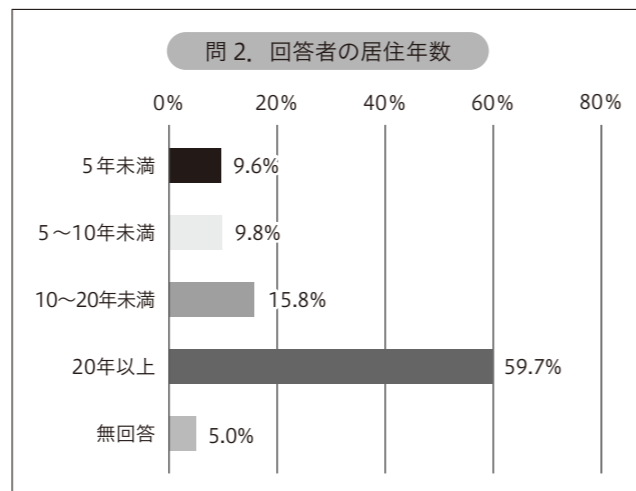
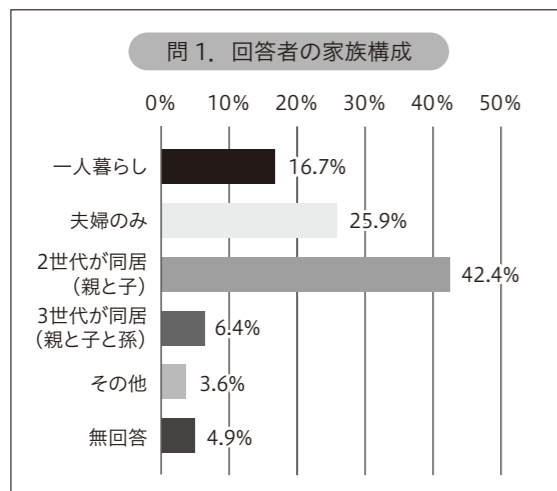
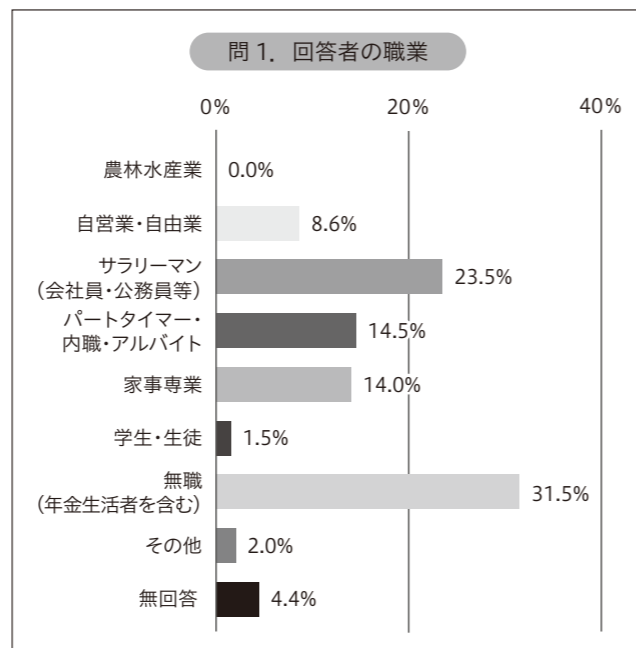
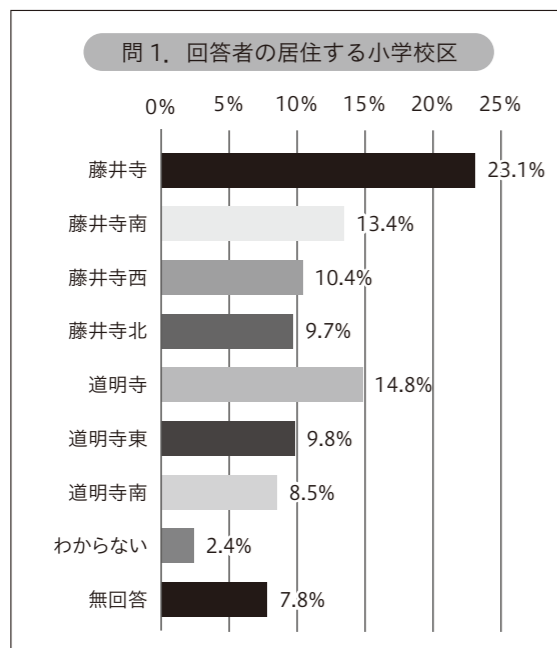
郵送配布・郵送回収調査法

6 回収結果

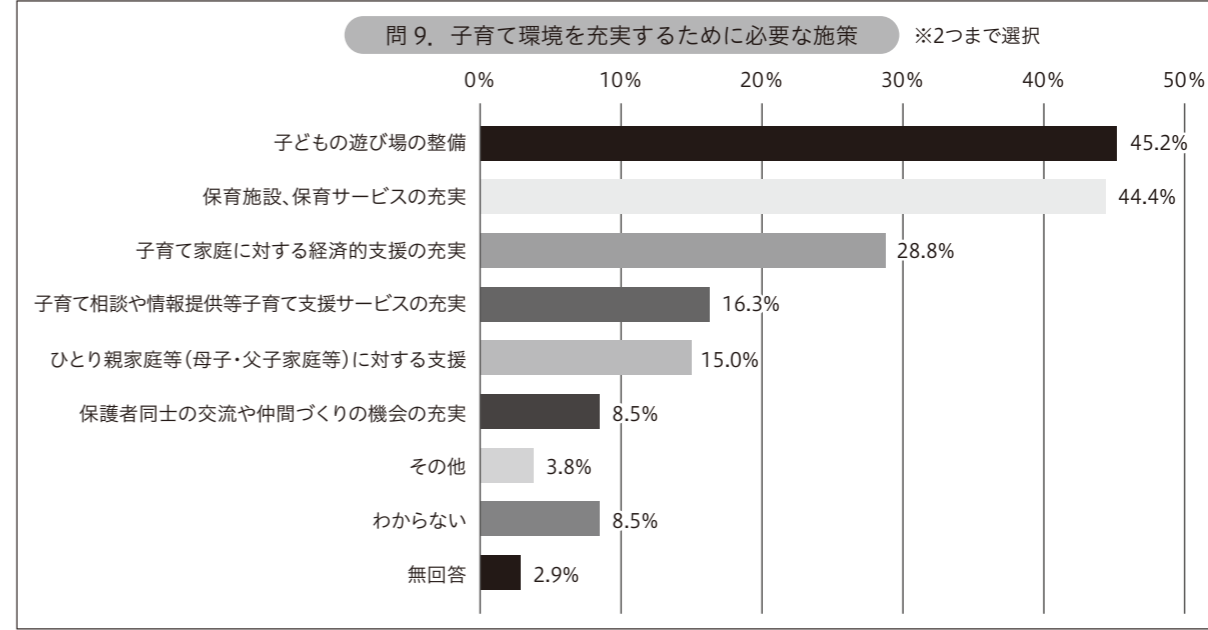
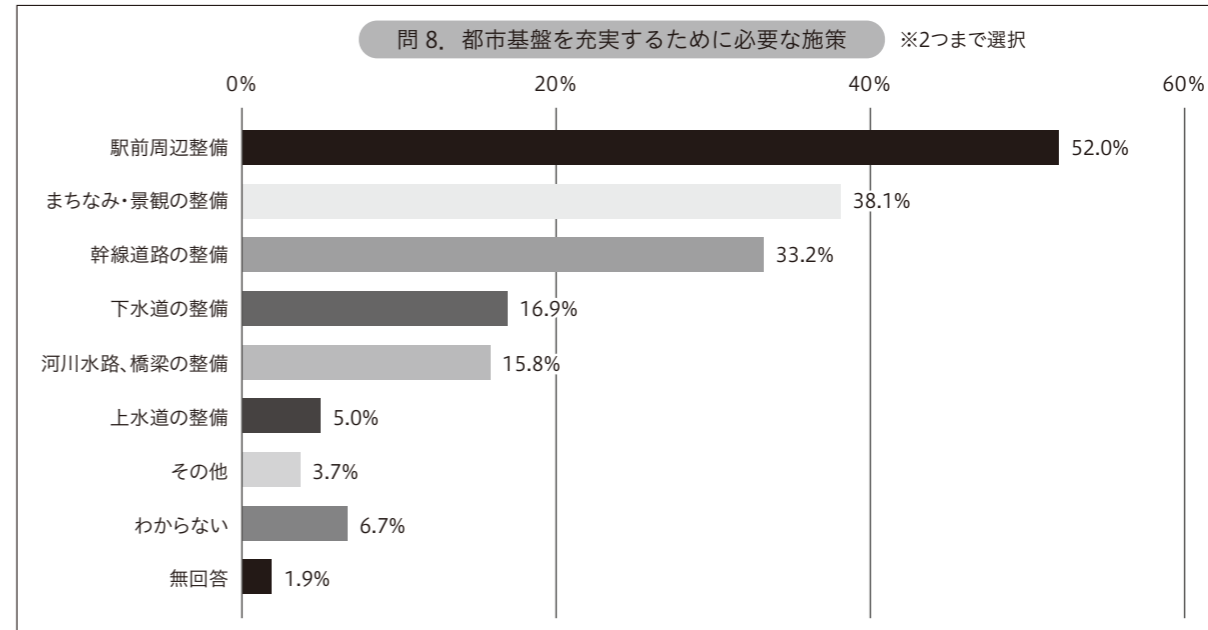
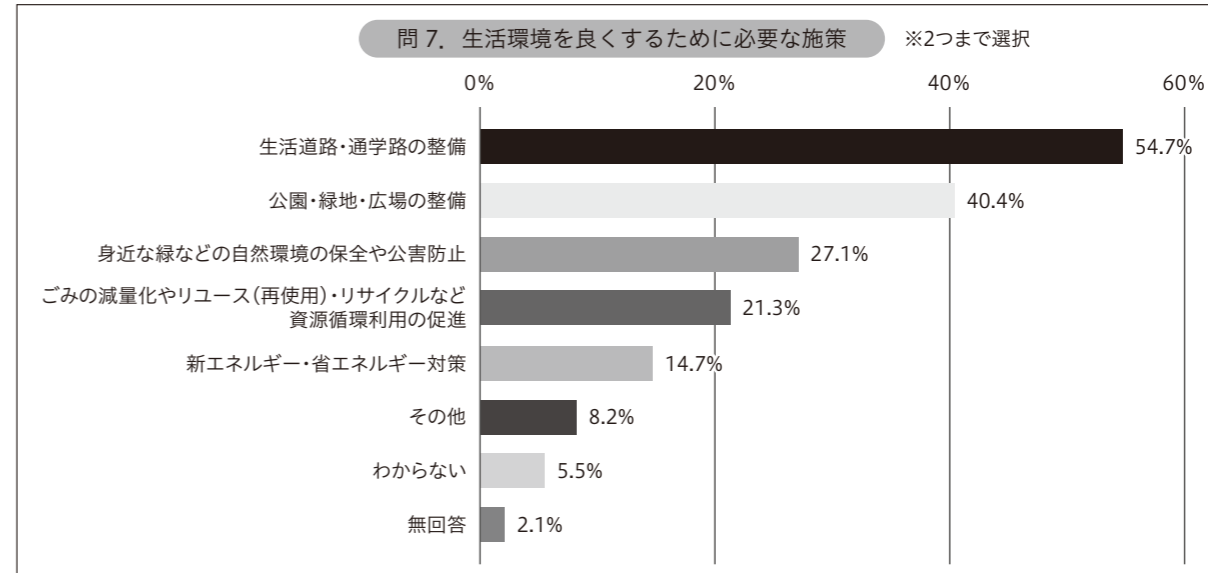
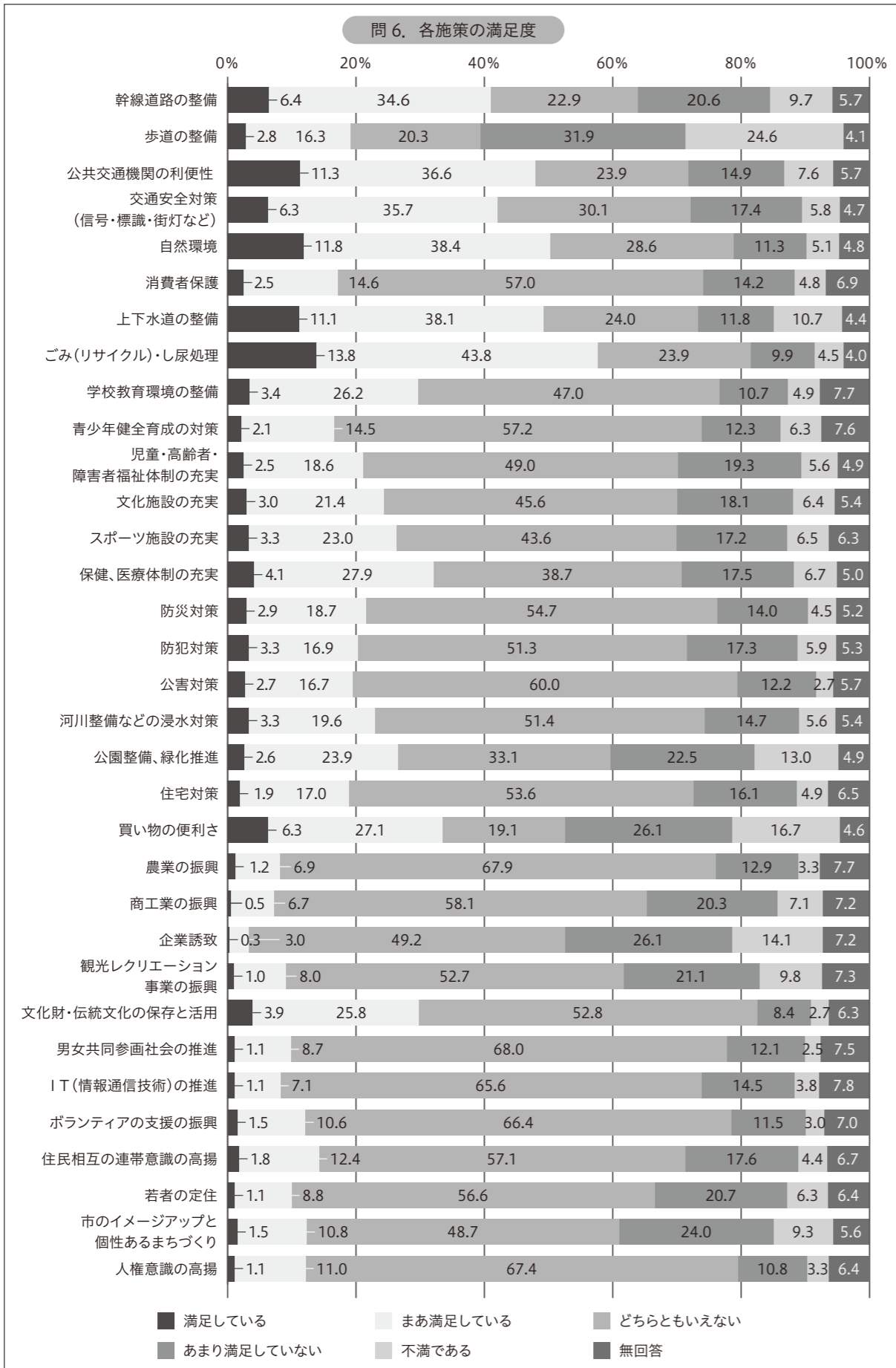
- a. 発送数 3,000件
- b. 有効回収数 995件
- c. 回収率 33.2% (b/a)

(2) 調査結果

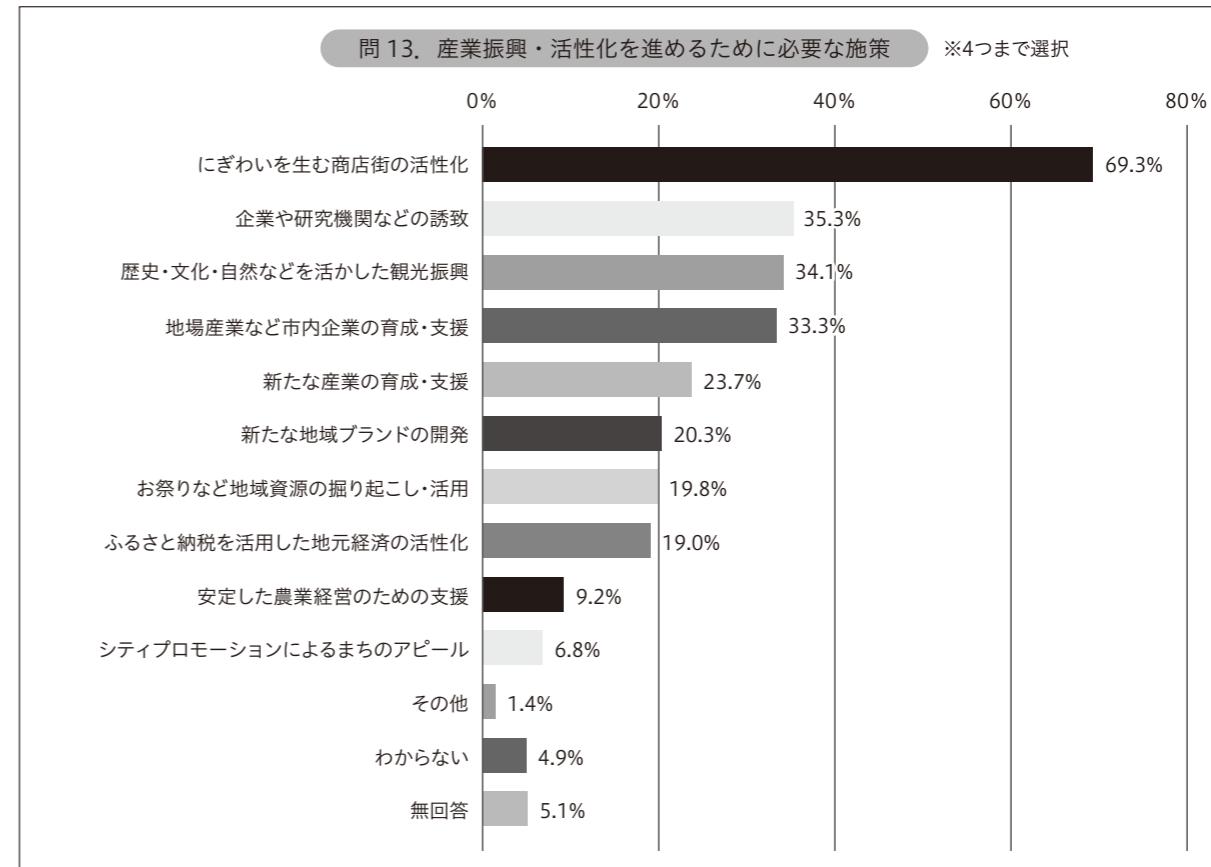
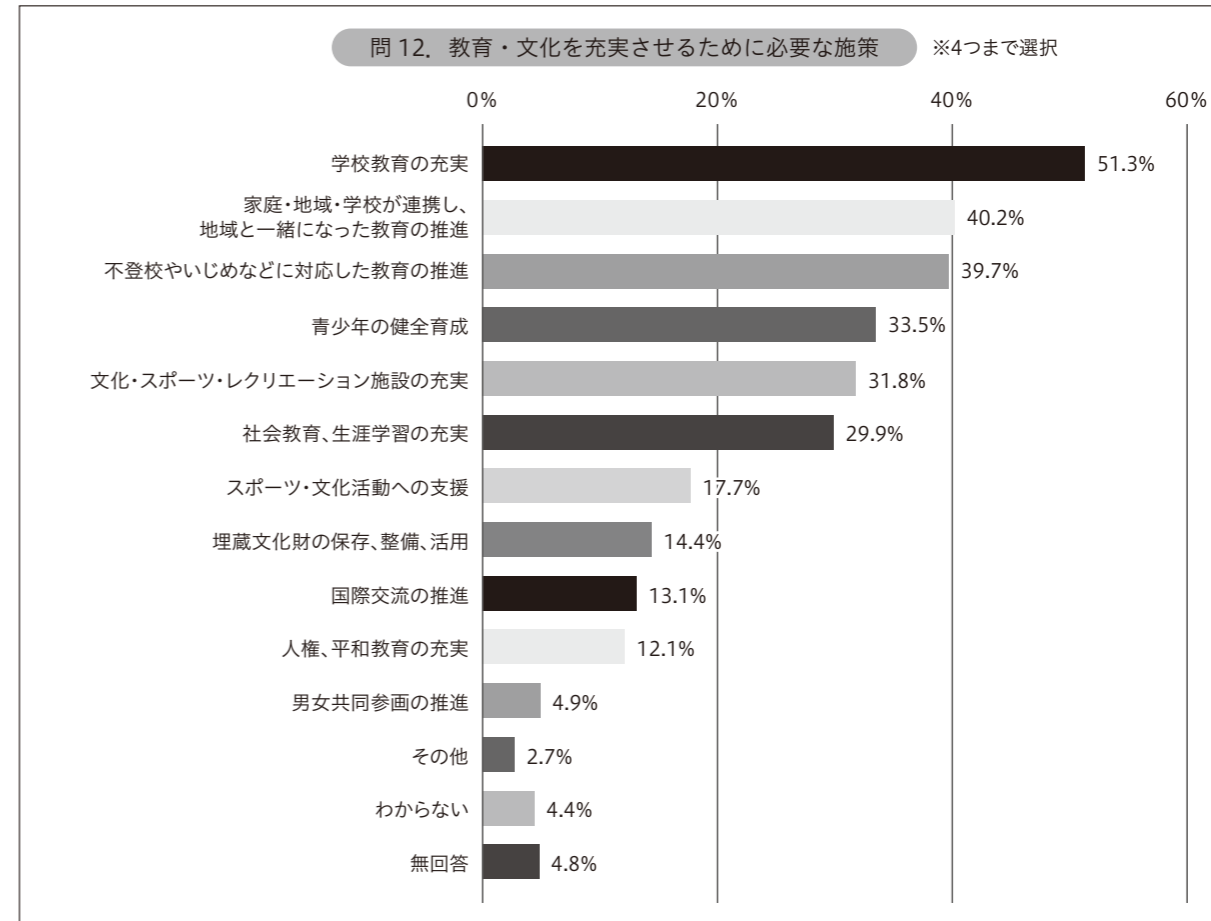
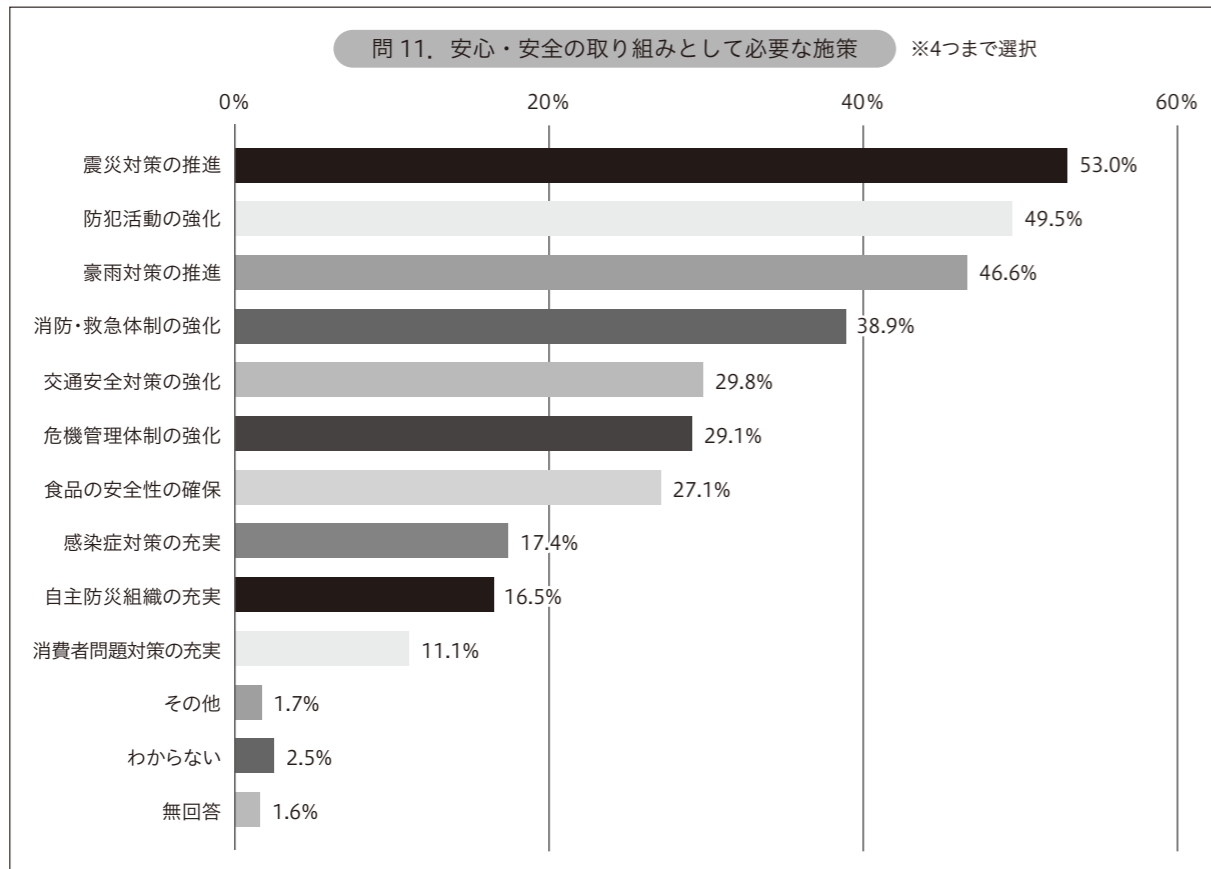
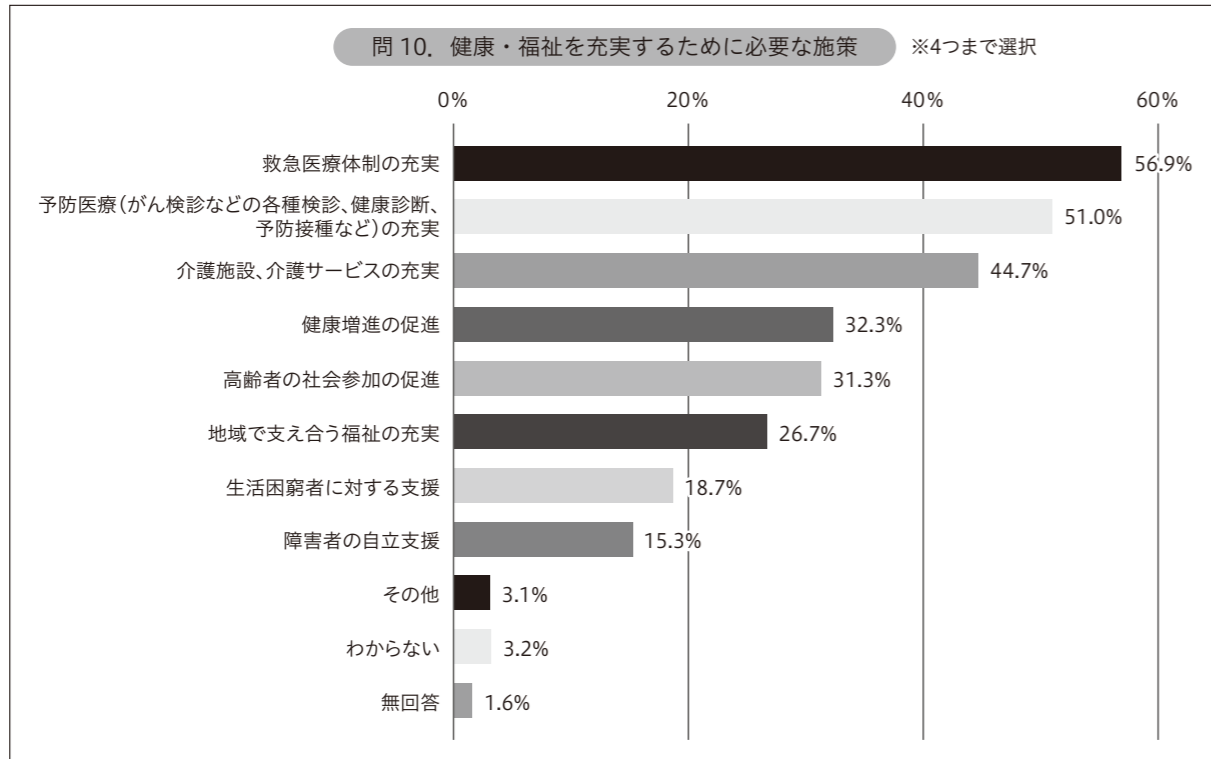




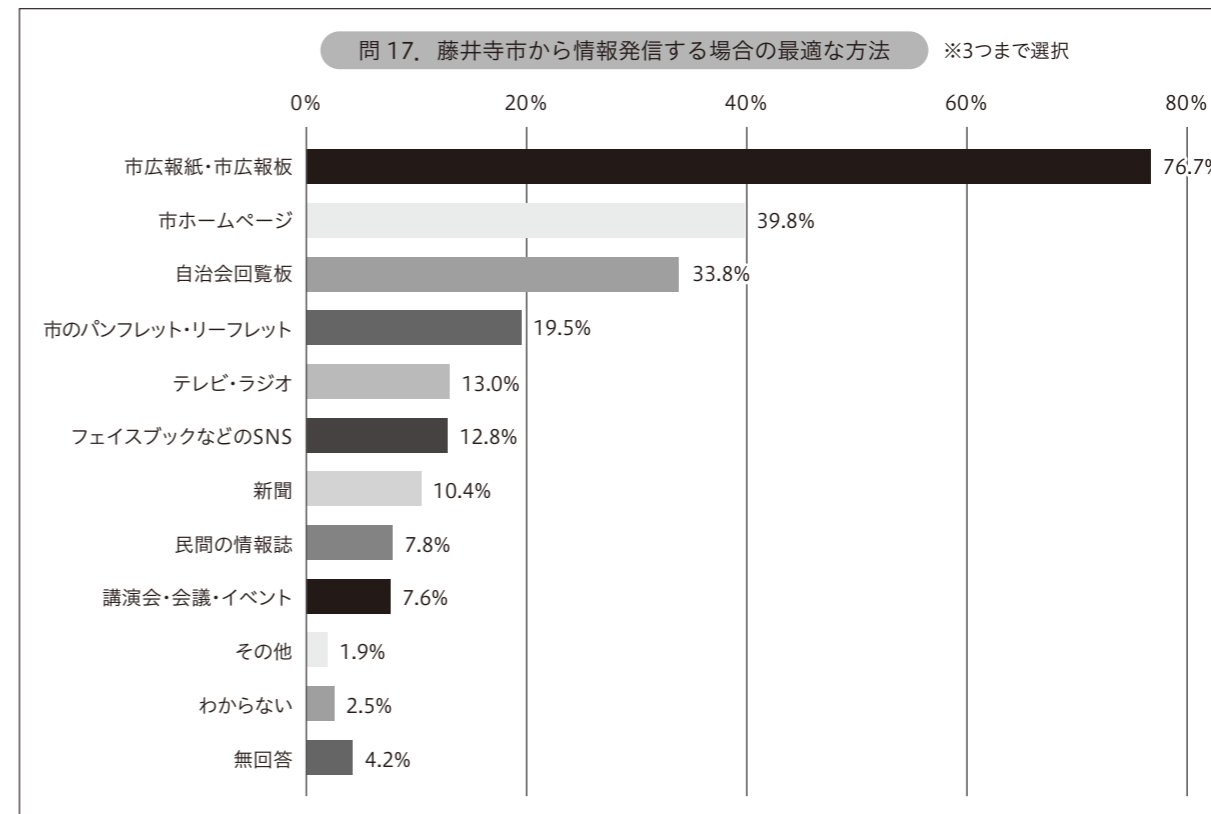
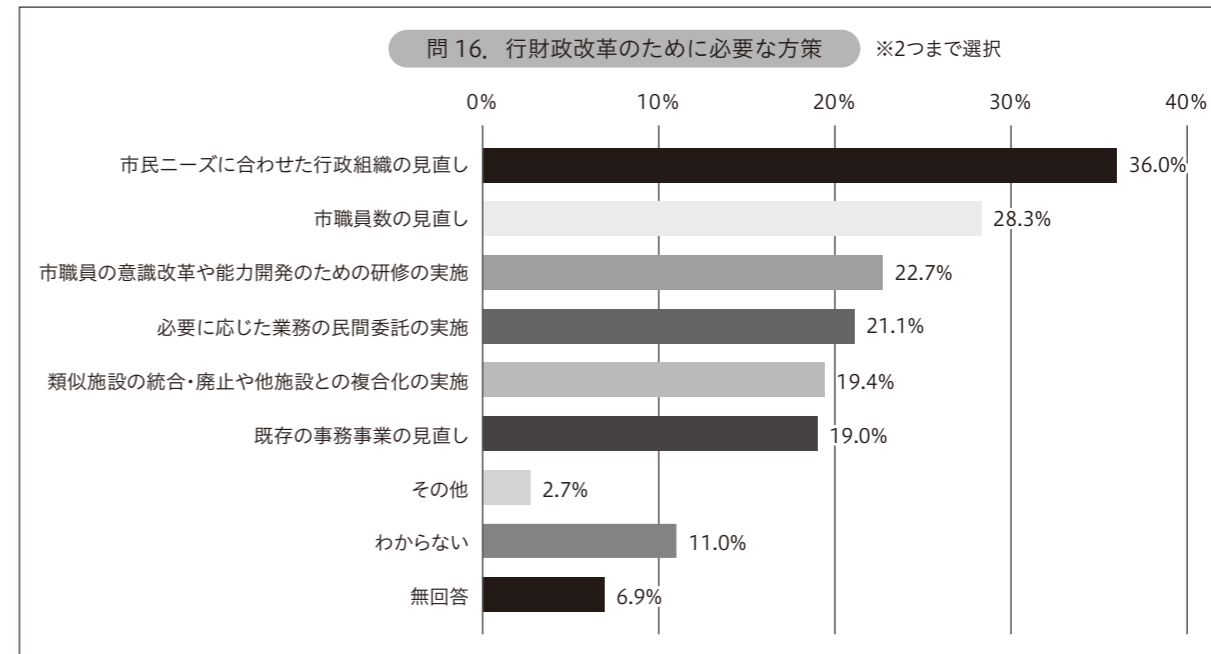
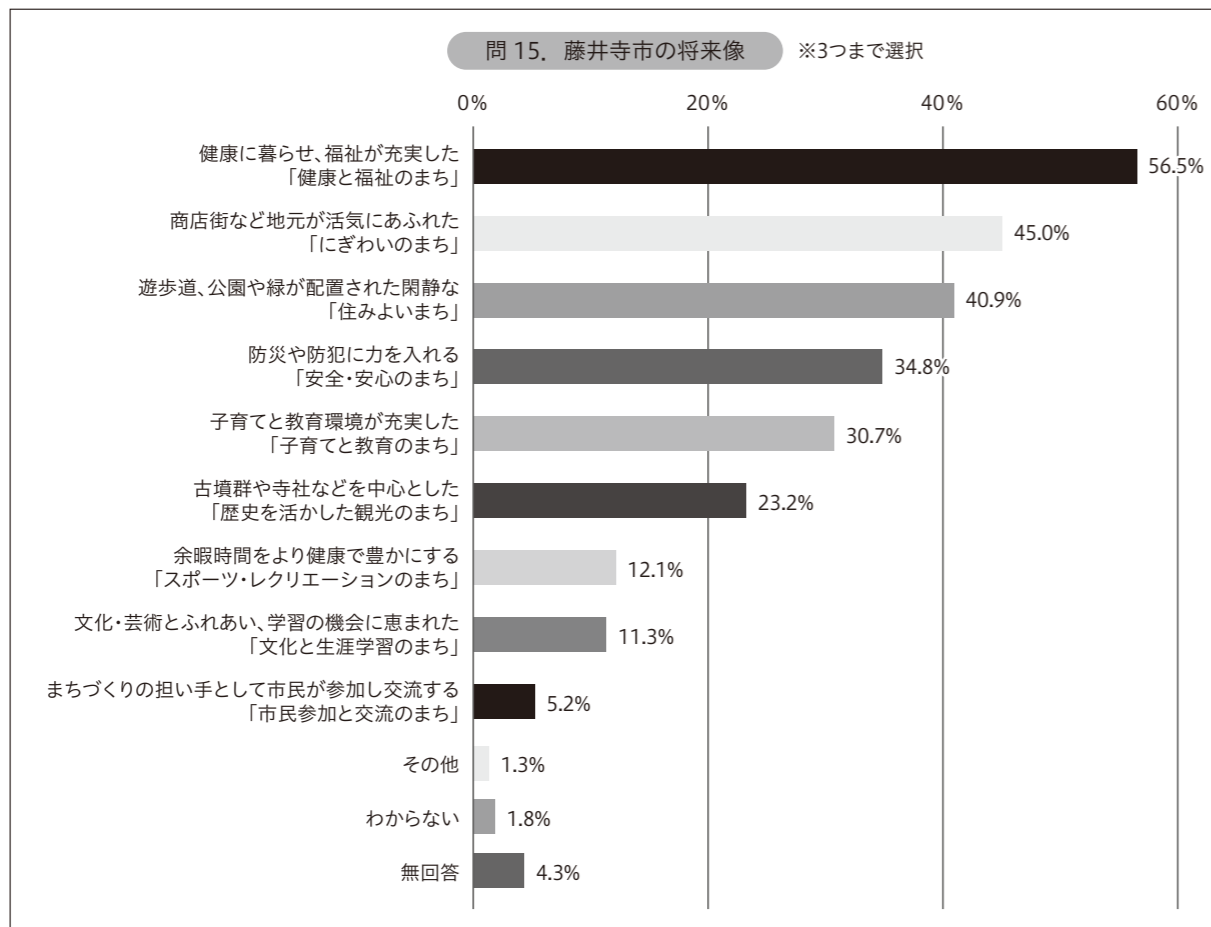
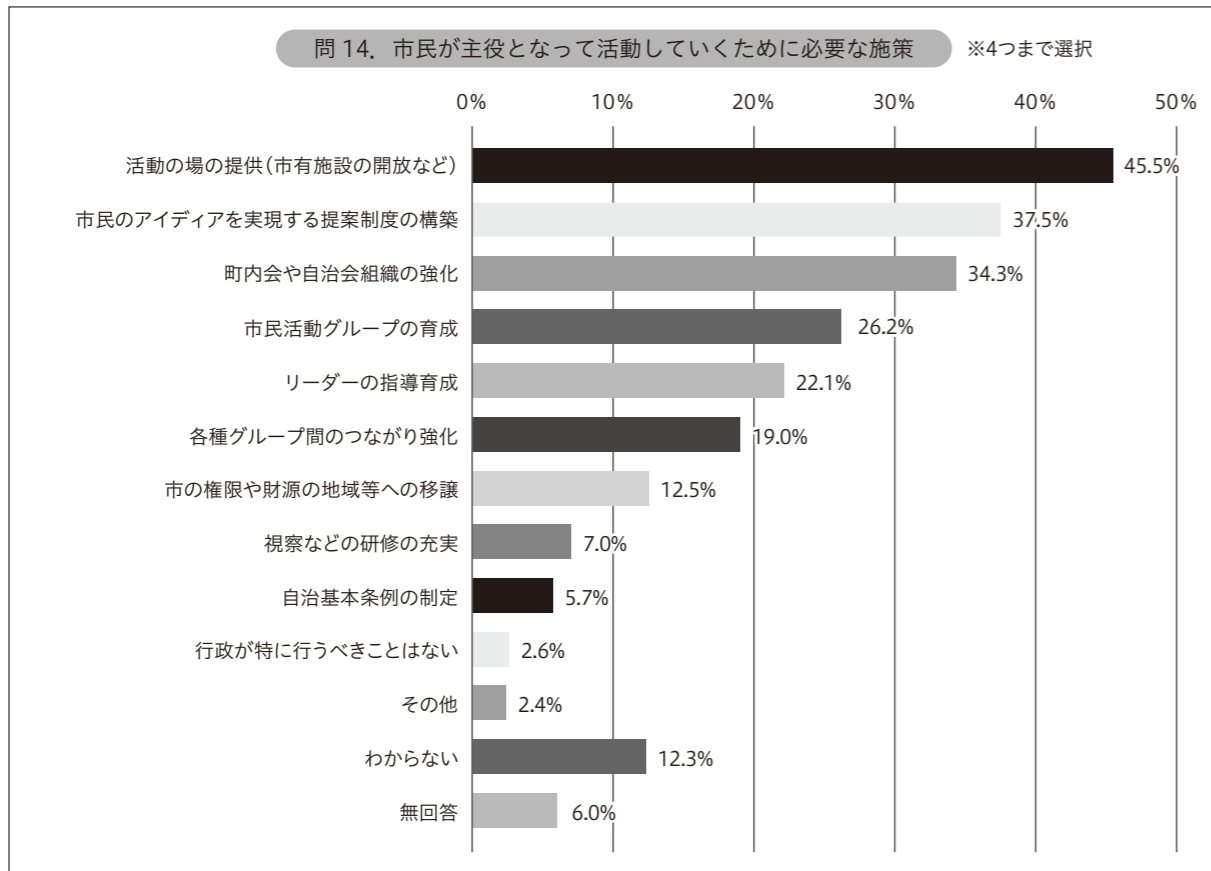
5 市民アンケート調査結果の概要

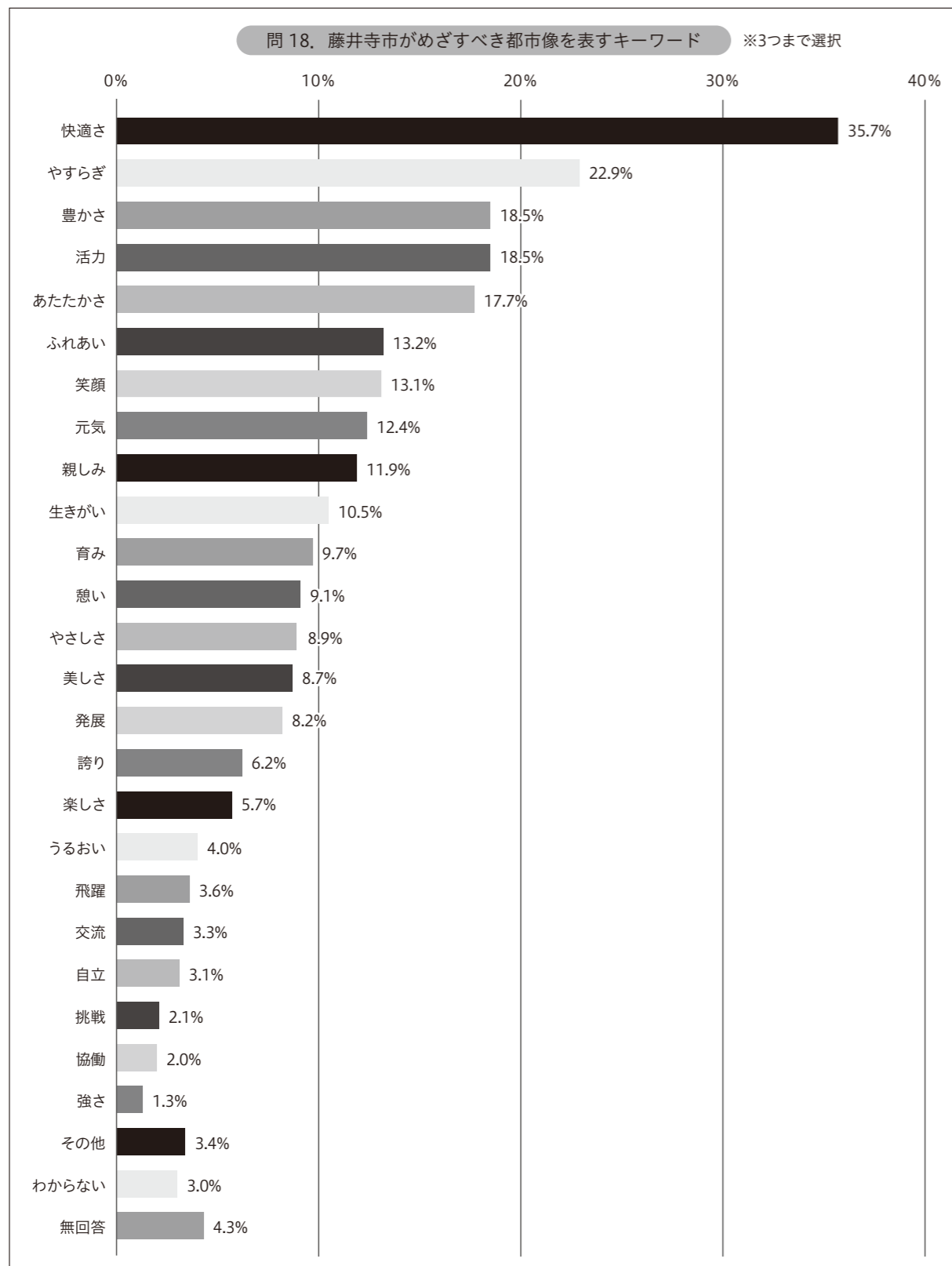


5 市民アンケート調査結果の概要



5 市民アンケート調査結果の概要





6 団体アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

1 調査の目的

第五次藤井寺市総合計画の策定にあたり、市内で活動される各種団体の活動状況や課題、まちづくりへの提案などについて意見を把握し、これからの方向を定めるための基礎資料として活用することを目的としています。

2 調査項目

- ・団体の活動状況について（活動内容、課題、必要な支援等）
- ・藤井寺市のまちづくりについて

3 調査対象者

市内で活動する各種団体 110 団体

4 調査期間

平成 27 年 5 月下旬～6 月下旬

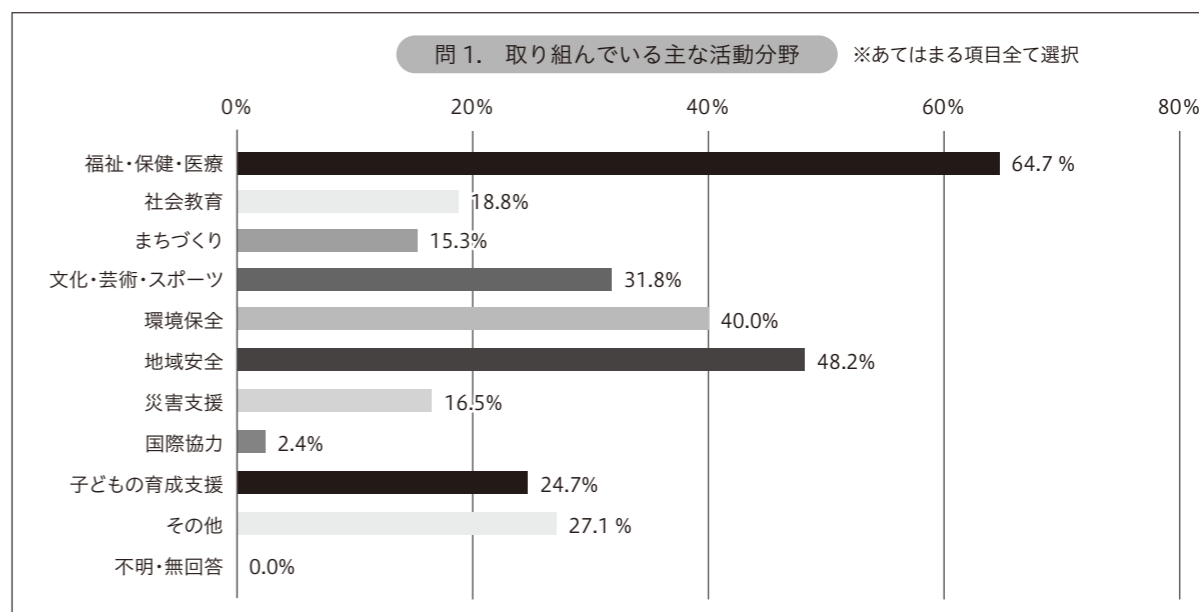
5 調査方法

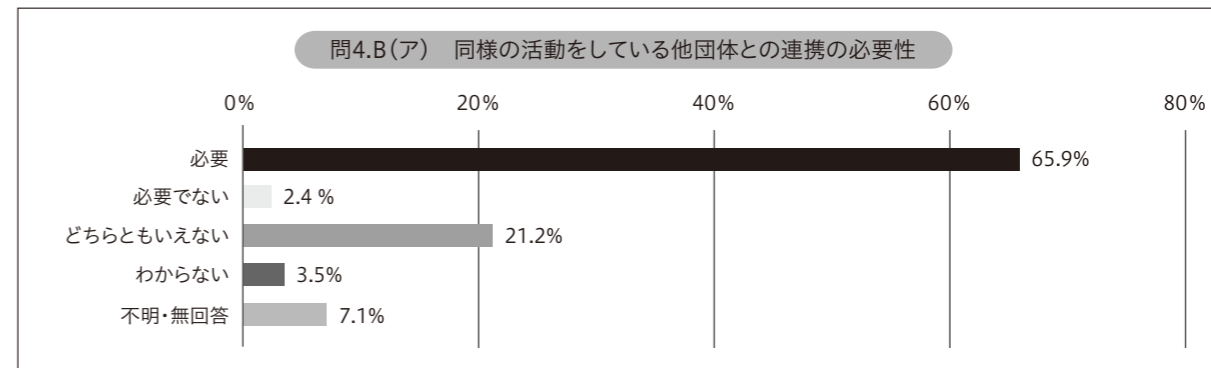
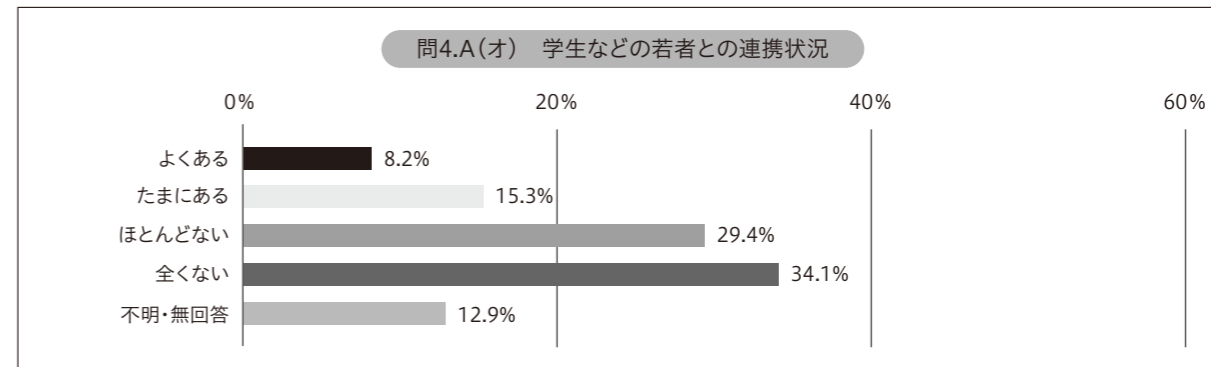
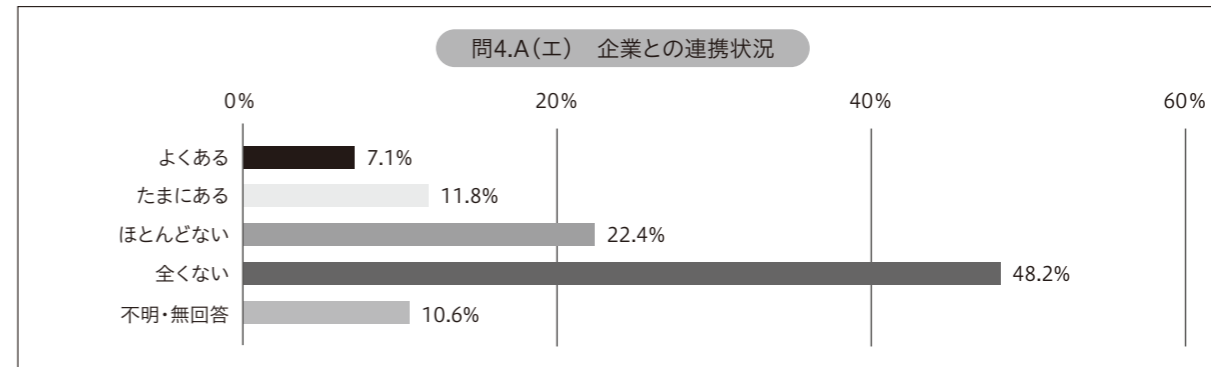
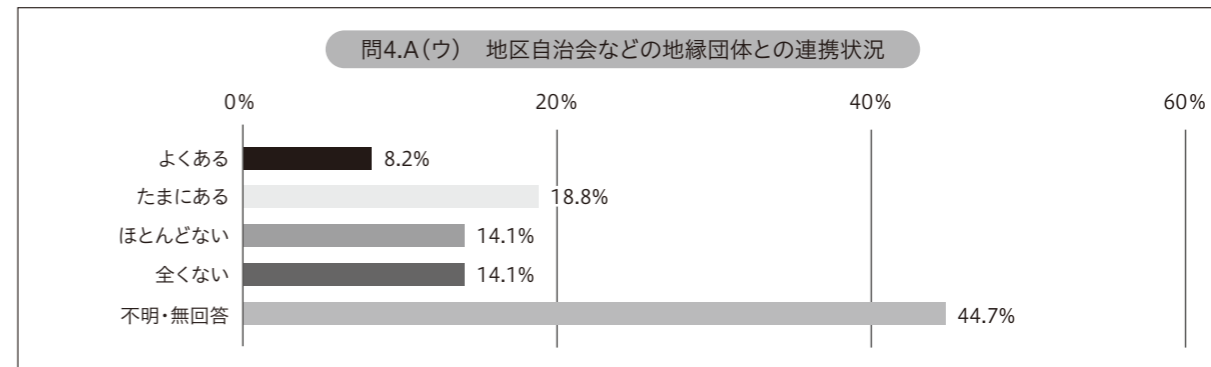
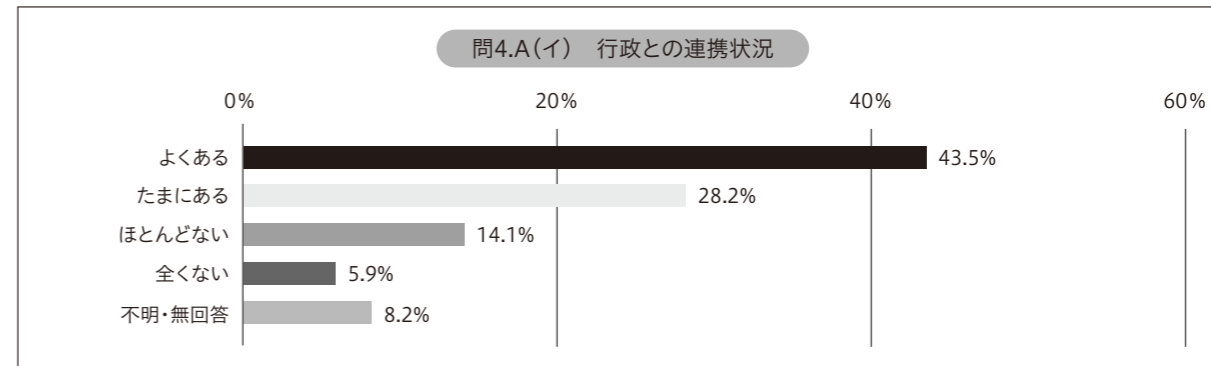
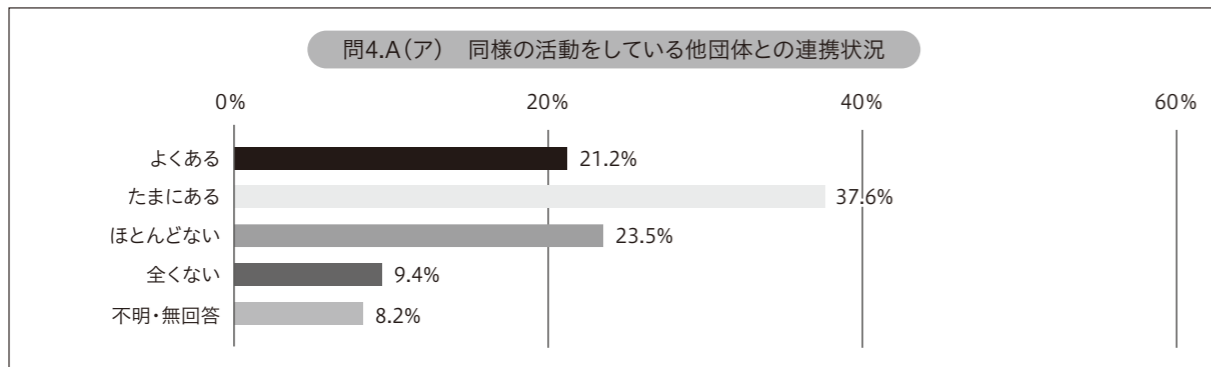
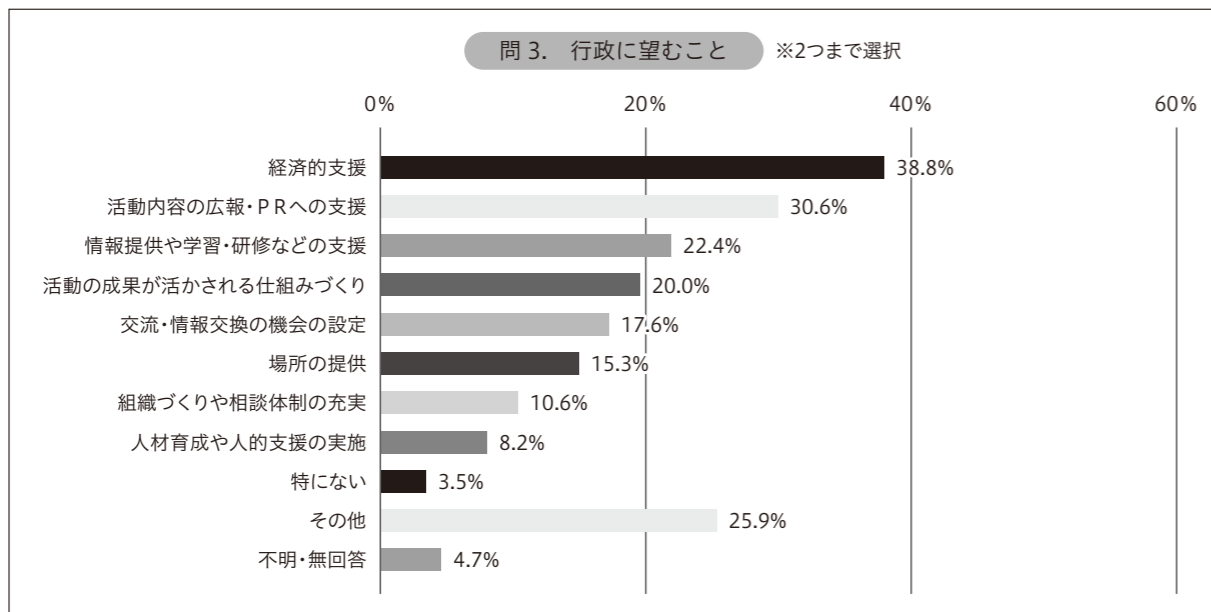
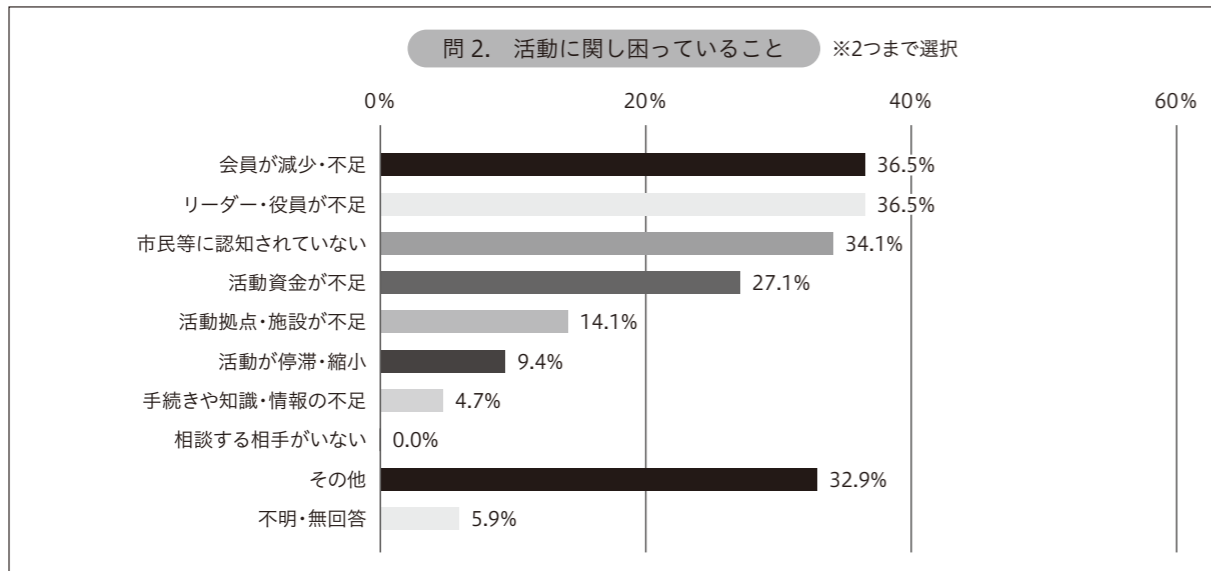
関係課を通して配布・回収（一部郵送による配布・回収）

6 回収結果

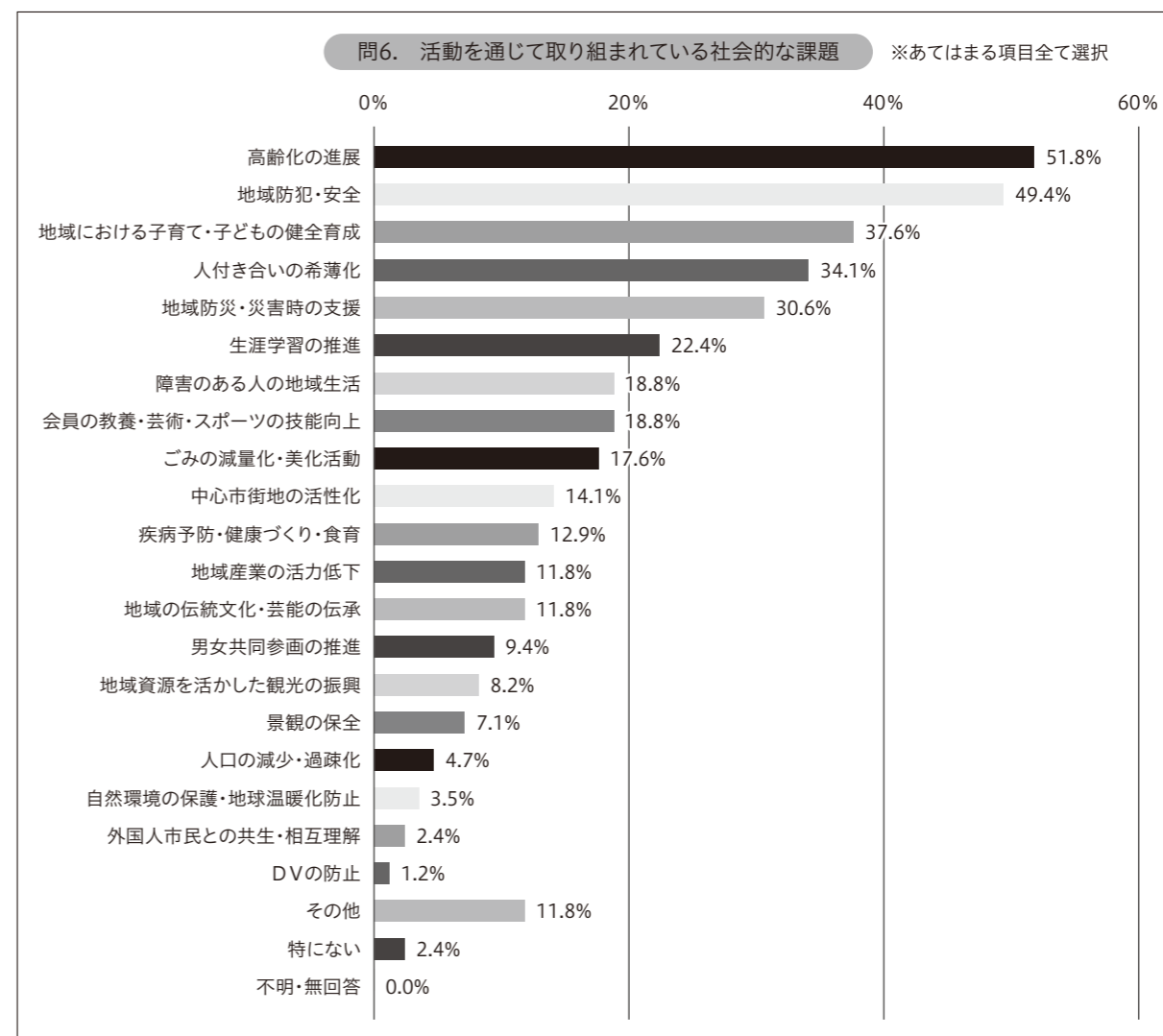
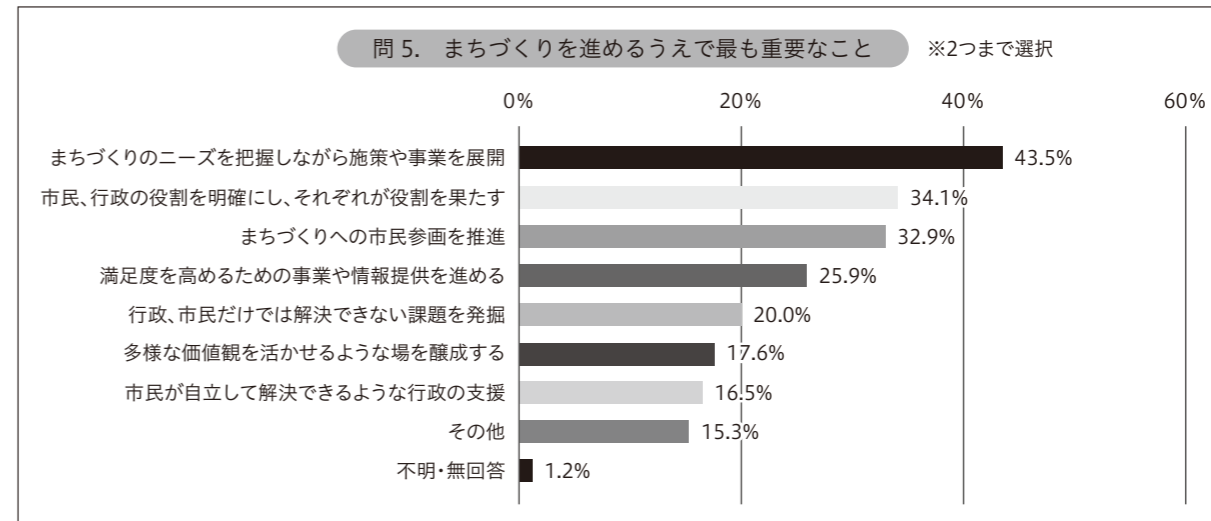
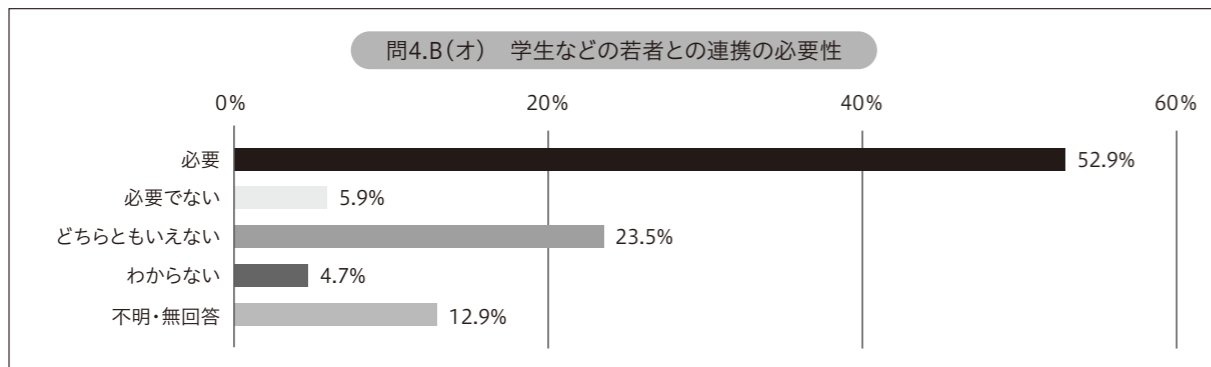
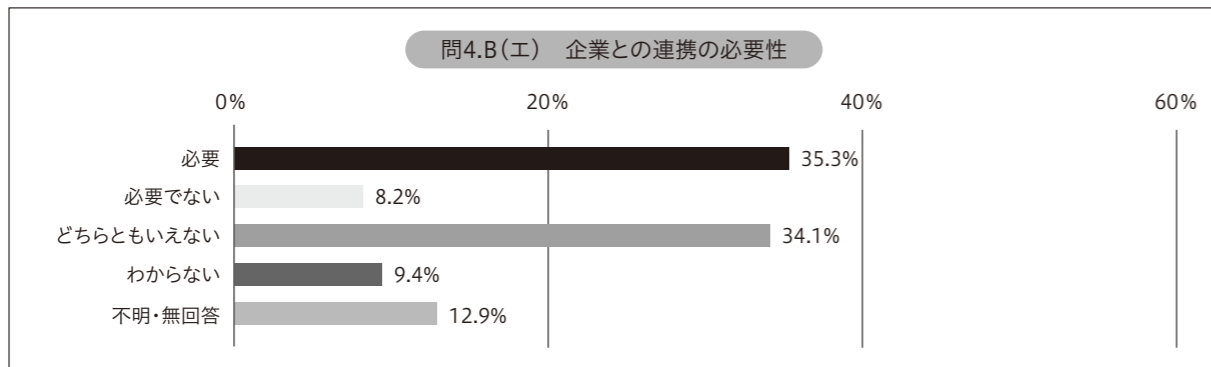
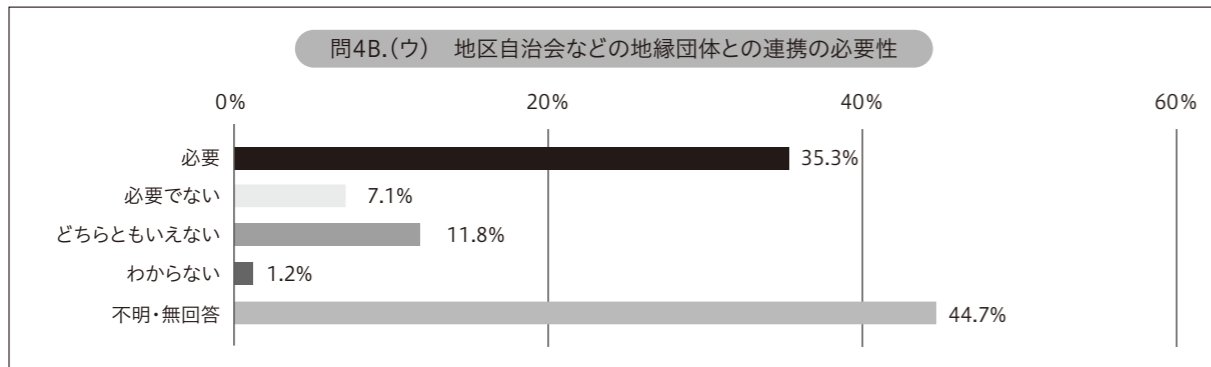
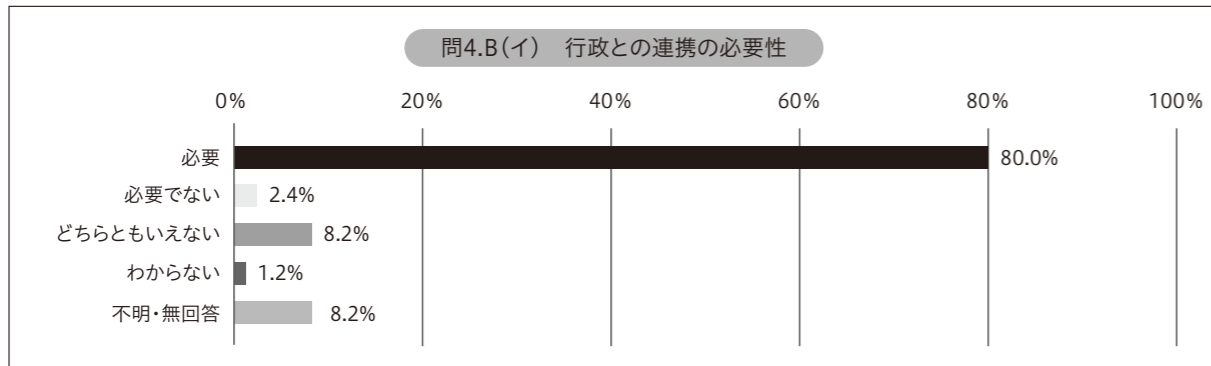
- a. 発送数 110 件
- b. 有効回収数 85 件
- c. 回収率 77.3% (b/a)

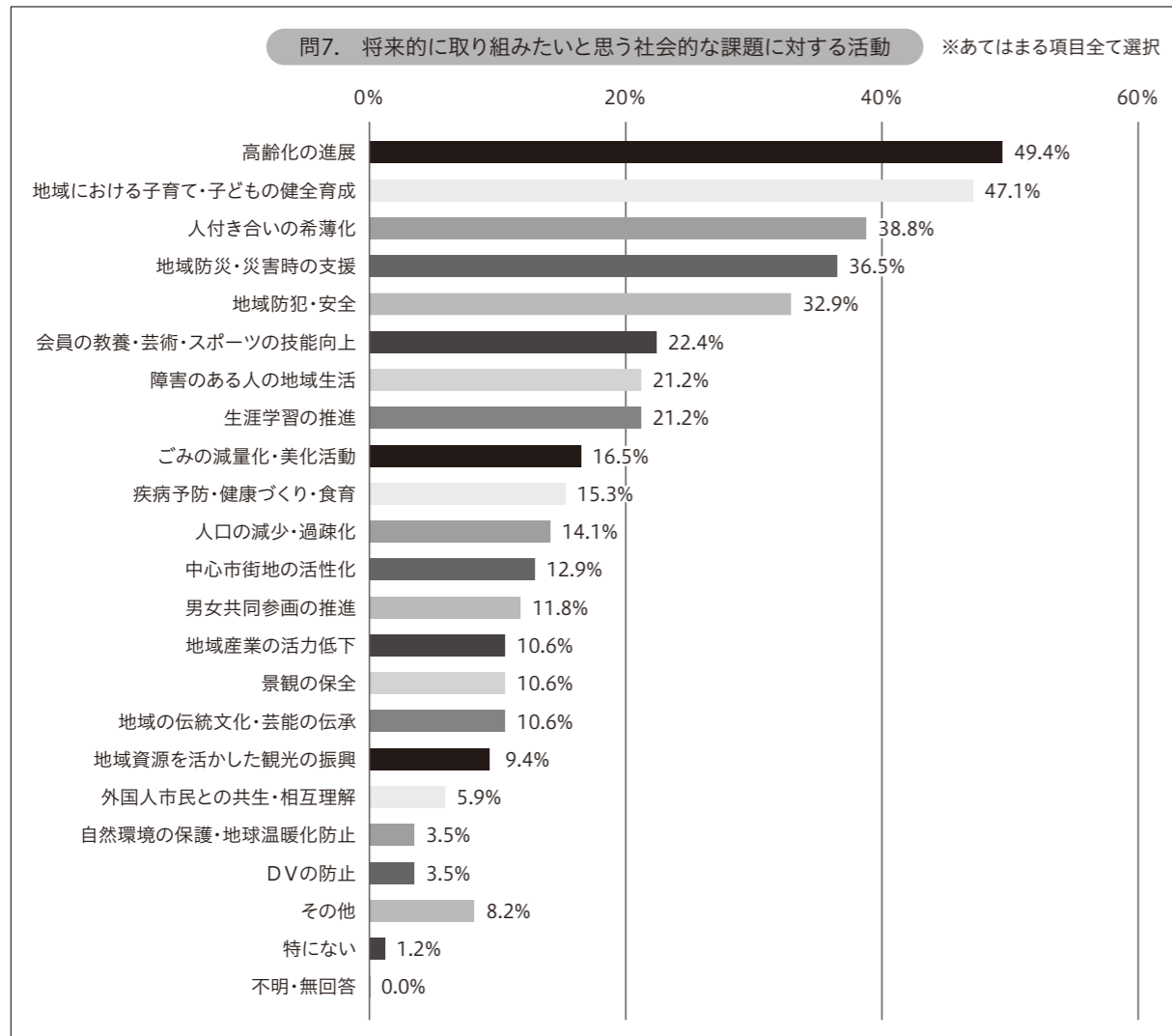
(2) 調査結果





6 団体アンケート調査結果の概要





7 転入・転出者アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

1 調査の目的

第五次藤井寺市総合計画の策定にあたり、転入・転出者の意向を把握し、これからの定住施策の方向を検討するための基礎資料として活用することを目的としています。

2 調査項目

- ・ 転入・転出の理由について
- ・ 藤井寺市に転入する理由、転出先を選んだ理由 等

3 調査方法

平成 27 年 9 月から 12 月に市民課窓口にて転入・転出手続きをされた方に対し、調査票による直接記入方式により実施

4 回収結果

- ・ 転入者 130 件
- ・ 転出者 70 件

(2) 調査結果

1 転入者調査

問1 性別

No.	項目	件数	(全体)%
1	男性	66	50.8
2	女性	63	48.5
	不明・無回答	1	0.8
	合計(%ベース)	130	100.0

問2 年齢

No.	項目	件数	(全体)%
1	19歳以下	1	0.8
2	20～24歳	25	19.2
3	25～29歳	21	16.2
4	30～34歳	24	18.5
5	35～39歳	14	10.8
6	40～44歳	15	11.5
7	45～49歳	10	7.7
8	50～54歳	7	5.4
9	55～59歳	3	2.3
10	60～64歳	2	1.5
11	65～69歳	3	2.3
12	70歳以上	4	3.1
	不明・無回答	1	0.8
	合計(%ベース)	130	100.0

問3-1 職業

No.	項目	件数	(全体)%
1	会社員	66	50.8
2	無職	21	16.2
3	公務員	9	6.9
4	自営	2	1.5
5	学生	1	0.8
6	団体職員	0	0.0
7	その他	14	10.8
	不明・無回答	17	13.1
	合計(%ベース)	130	100.0

問3-2 業種

No.	項目	件数	(全体)%
1	製造	11	12.1
2	医療、福祉	8	8.8
3	情報通信	6	6.6
4	運輸、郵便	6	6.6
5	建設	5	5.5
6	教育、学習支援	5	5.5
7	その他	18	19.8
	不明・無回答	32	35.2
	合計(%ベース)	91	100.0

問3-3 勤務先

No.	項目	件数	(全体)%
1	藤井寺市内	8	8.8
2	藤井寺市外	56	61.5
	不明・無回答	27	29.7
	合計(%ベース)	91	100.0

◎ 市外勤務者の勤務先(市町村名)

No.	項目	件数	(全体)%
1	大阪市	13	23.2
2	羽曳野市	6	10.7
3	八尾市	4	7.1
4	東大阪市	4	7.1
5	富田林市	3	5.4
6	その他大阪府内	5	8.9
7	他都道府県	1	1.8
	不明・無回答	20	35.7
	合計(%ベース)	56	100.0

問4 転入される方の転入後の家族構成

No.	項目	件数	(全体)%
1	単身	57	43.8
2	夫婦のみ	22	16.9
3	親子(二世帯)	29	22.3
4	親・子・孫(三世帯)	2	1.5
5	その他	4	3.1
	不明・無回答	16	12.3
	合計(%ベース)	130	100.0

問5-1 同居するお子さんの人数(転入後)

No.	項目	件数	(全体)%
1	1人	16	45.7
2	2人	7	20.0
3	3人	1	2.9
4	4人	0	0.0
5	5人以上	0	0.0
	不明・無回答	11	31.4
	合計(%ベース)	35	100.0

問6 転入前のお住まい(市町村)

No.	項目	件数	(全体)%
1	羽曳野市	19	14.6
2	大阪市	17	13.1
3	松原市	14	10.8
4	富田林市	8	6.2
5	堺市	7	5.4
6	八尾市	7	5.4
7	その他大阪府内	21	16.2
8	他都道府県・海外	27	20.8
	不明・無回答	10	7.7
	合計(%ベース)	130	100.0

問7 転入後のお住まいの小学校区

No.	項目	件数	(全体)%
1	藤井寺小学校区	10	7.7
2	藤井寺南小学校区	7	5.4
3	藤井寺西小学校区	7	5.4
4	藤井寺北小学校区	3	2.3
5	道明寺小学校区	8	6.2
6	道明寺東小学校区	3	2.3
7	道明寺南小学校区	5	3.8
	不明・無回答	87	66.9
	合計(%ベース)	130	100.0

問8 転入される理由

No.	項目	件数	(全体)%
1	仕事の都合(就職、転勤、転職、退職など)	31	23.8
2	家族からの独立(結婚、一人暮らしなど)	27	20.8
3	親や子ども、親族などと同居又は近居のため	22	16.9
4	住宅購入、借家、賃貸住宅の借換えなど	21	16.2
5	学校の都合(進学、通学など)	2	1.5
6	病院、福祉施設などへの入居・入所	1	0.8
7	その他	15	11.5
	不明・無回答	11	8.5
	合計(%ベース)	130	100.0

問9 転入先に藤井寺市を選んだ理由 ※あてはまる項目全て選択

No.	項目	件数	(全体)%
1	通勤、通学など交通の便が良い	43	33.1
2	親や子どもなどと一緒に(近くに)住みたかった	31	23.8
3	買い物など日常生活の便が良い	17	13.1
4	住宅の広さ、土地や住宅の価格、家賃などの住宅事情が良い	15	11.5
5	緑が多く自然に恵まれている	10	7.7
6	環境の良い住宅地が整っている	4	3.1
7	病院、医院など医療機関が整っている	3	2.3
8	福祉施設、福祉サービスが充実している	3	2.3
9	子どもを生み育てる環境が整っている	1	0.8
10	教育環境が整っている	1	0.8
11	道路、下水道などの都市基盤が整っている	1	0.8
12	公園、水辺など環境が良い	0	0.0
13	交通事故や犯罪が少ない	0	0.0
14	特になし	18	13.8
15	その他	15	11.5
	不明・無回答	9	6.9
	合計(%ベース)	130	100.0

2 転出者調査

問1 性別

No.	項目	件数	(全体)%
1	男性	32	45.7
2	女性	38	54.3
	合計 (%ベース)	70	100.0

問2 年齢

No.	項目	件数	(全体)%
1	19歳以下	3	4.3
2	20～24歳	6	8.6
3	25～29歳	13	18.6
4	30～34歳	13	18.6
5	35～39歳	9	12.9
6	40～44歳	6	8.6
7	45～49歳	8	11.4
8	50～54歳	2	2.9
9	55～59歳	2	2.9
10	60～64歳	2	2.9
11	65～69歳	3	4.3
12	70歳以上	3	4.3
	合計 (%ベース)	70	100.0

問3-1 職業

No.	項目	件数	(全体)%
1	会社員	40	57.1
2	無職	13	18.6
3	自営	3	4.3
4	公務員	3	4.3
5	団体職員	1	1.4
6	学生	0	0.0
7	その他	2	2.9
	不明・無回答	8	11.4
	合計 (%ベース)	70	100.0

問3-2 業種

No.	項目	件数	(全体)%
1	製造	7	14.3
2	建設	6	12.2
3	情報通信	4	8.2
4	医療、福祉	4	8.2
5	その他	15	30.6
	不明・無回答	13	26.5
	合計 (%ベース)	49	100.0

問3-3 勤務先

No.	項目	件数	(全体)%
1	藤井寺市内	4	8.2
2	藤井寺市外	35	71.4
	不明・無回答	10	20.4
	合計 (%ベース)	49	100.0

◎ 市外勤務者の勤務先 (市町村名)

No.	項目	件数	(全体)%
1	大阪市	13	37.1
2	八尾市	3	8.6
3	柏原市	3	8.6
4	その他大阪府内	5	14.3
5	他都道府県	4	11.4
	不明・無回答	7	20.0
	合計 (%ベース)	35	100.0

問4 転出される方の転出後の家族構成

No.	項目	件数	(全体)%
1	単身	28	40.0
2	夫婦のみ	16	22.9
3	親子 (二世帯)	14	20.0
4	親・子・孫 (三世帯)	0	0.0
5	その他	3	4.3
	不明・無回答	9	12.9
	合計 (%ベース)	70	100.0

問5 同居するお子さんの人数 (転出後)

No.	項目	件数	(全体)%
1	1人	8	47.1
2	2人	1	5.9
3	3人	1	5.9
4	4人	1	5.9
5	5人以上	0	0.0
	不明・無回答	6	35.3
	合計 (%ベース)	17	100.0

問6 転出先 (市町村)

No.	項目	件数	(全体)%
1	大阪市	14	20.0
2	羽曳野市	8	11.4
3	八尾市	5	7.1
4	堺市	4	5.7
5	柏原市	4	5.7
6	その他大阪府内	14	20.0
7	他都道府県	17	24.3
	不明・無回答	4	5.7
	合計 (%ベース)	70	100.0

問7 転出前のお住まいの小学校区

No.	項目	件数	(全体)%
1	藤井寺小学校区	13	18.6
2	藤井寺南小学校区	7	10.0
3	藤井寺西小学校区	3	4.3
4	藤井寺北小学校区	2	2.9
5	道明寺小学校区	10	14.3
6	道明寺東小学校区	1	1.4
7	道明寺南小学校区	3	4.3
	不明・無回答	31	44.3
	合計 (%ベース)	70	100.0

問8 転出される理由

No.	項目	件数	(全体)%
1	仕事の都合 (就職、転勤、転職、退職など)	26	37.1
2	家族からの独立 (結婚、一人暮らしなど)	17	24.3
3	親や子ども、親族など同居又は近居のため	10	14.3
4	住宅購入、借家、賃貸住宅の借換えなど	7	10.0
5	学校の都合 (進学、通学など)	0	0.0
6	病院、福祉施設などへの入居・入所	0	0.0
7	その他	6	8.6
	不明・無回答	4	5.7
	合計 (%ベース)	70	100.0

問9 転出先を選んだ理由 ※あてはまる項目全て選択

No.	項目	件数	(全体)%
1	通勤、通学など交通の便が良い	25	35.7
2	住宅の広さ、土地や住宅の価格、家賃などの住宅事情が良い	10	14.3
3	買い物など日常生活の便が良い	8	11.4
4	子どもを生み育てる環境が整っている	8	11.4
5	親や子どもなどと一緒に (近くに) 住みたかった	6	8.6
6	病院、医院など医療機関が整っている	6	8.6
7	緑が多く自然に恵まれている	4	5.7
8	教育環境が整っている	3	4.3
9	交通事故や犯罪が少ない	3	4.3
10	公園、水辺など環境が良い	1	1.4
11	福祉施設、福祉サービスが充実している	1	1.4
12	道路、下水道などの都市基盤が整っている	1	1.4
13	環境の良い住宅地が整っている	1	1.4
14	特になし	11	15.7
15	その他	9	12.9
	不明・無回答	7	10.0
	合計 (%ベース)	70	100.0

問10 藤井寺市の住み心地の満足度

No.	項目	件数	(全体)%
1	非常に満足していた	25	35.7
2	やや満足していた	33	47.1
3	あまり満足していなかった	3	4.3
4	全く満足していなかった	0	0.0
	不明・無回答	9	12.9
	合計 (%ベース)	70	100.0

市民憲章

うるわしい自然と伝統に恵まれた藤井寺市を、より豊かに、より美しく発展させる願いをこめて、わたしたち市民は、共に仲よく手を携えて、古い歴史にとけあった新しい文化のまちをつくるため、この憲章を定めます。

- ・ 人の和で、住みよいまちを、つくりましょう。
- ・ 自然をいかし、歴史遺産を、まもりましょう。
- ・ 近代文化で、伸びゆくまちを、つくりましょう。
- ・ 仕事に誇りをもち、働く喜びに、生きましょう。
- ・ 若い力を養い、夢と希望を、育てましょう。

(昭和48年11月5日制定)

市の花 きく



古くから高貴性のある花と尊ばれるとともに、観賞用として親しまれ、広く家庭でも栽培されています。菊を愛し、育て鑑賞することは、情操の育成ともなることから選びました。

市章



市内に数多く存在する巨大な前方後円墳と、国府遺跡から出土した、縄文時代の耳かざりをモチーフに、市民が一つの輪になって躍進する藤井寺市をイメージしたものです。

市の木 うめ



いち早く春を告げ、気品のある色と香りは、万葉集にも数多く詠まれています。本市にある道明寺・道明寺天満宮ゆかりの菅原道真が梅を愛したことから、これにちなんで知性豊かな木として選びました。

第五次藤井寺市総合計画

発行年月：平成28年(2016年)6月
 発行：藤井寺市
 編集：政策企画部 政策推進課
 〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号
 TEL：072-939-1111 FAX：072-939-1739

第五次藤井寺市総合計画

